

排他的経済水域等の基礎となる 低潮線を有する離島に関する調査

調査報告書

平成 23 年 3 月

内閣官房総合海洋政策本部事務局

序章 調査の目的

我が国の管轄権の根拠となっている離島及びEEZ等の保全を図るために必要な低潮線を適切に管理していく観点から、我が国の管轄海域にある離島の「経済社会」、「歴史文化」、「自然地理」等の視点から基礎的情報・データの収集によって整理し、今後の離島及びの保全・管理の施策展開に資するとともに、EEZ等の保全を図るために必要な低潮線について、調査データ取得年月日情報、位置情報、所有者情報、図面、写真等を収集・集積するデータシステムのあり方を調査、把握することにより、EEZ等の保全を図るために必要な低潮線の適切な保全・管理に資することを目的とする

第1章 調査対象とする離島及び低潮線の設定

我が国の管轄海域にある離島の中で、本調査の対象とする離島（以下「調査対象離島」という。）を設定する。本調査は、「離島の基本方針」や「低潮線保全法」であげられている、『排他的経済水域の根拠となっている離島の低潮線を保全する』ことを究極的な目的にあげていることから、わが国の排他的経済水域の根拠となる役割を有する離島を対象とする。なお、排他的経済水域の根拠となる低潮線は、沿岸国公認の大縮尺海図に記載されており、わが国では低潮線は海上保安庁で把握している。

調査対象離島の具体的な選定にあつてはこの情報に基づき、以下の基準も活用して150島を設定した。

「基線」の根拠となっている「基点」を有する離島に着目する。

基点は、本土、離島（小島を含む）だけでなく、領海内の低潮高地にも存在する。小島や低潮高地では、経済活動等を営むことが困難であることから、図上計測等により、最寄りの離島（群島）を調査対象とする。

基点を有する離島が、近傍の離島と基線が連続しているなど、調査対象離島を「群島の一部をなす、延長上に位置する」と見なすことができる場合は、近傍の離島（母島）についても調査対象とする。

（主な調査対象離島）

名称を有しない小島等は除く

金華山／八丈島／ベヨネース列岩／須美寿島／鳥島／孀婦岩／西之島／髻島／媒島／嫁島／父島／母島／北硫黄島／硫黄島／南硫黄島／南鳥島／沖ノ鳥島／種子島／北大東島／沖大東島／宮古島／石垣島／波照間島／中御神島／与那国島／魚釣島／久場島／大正島／久米島／硫黄島／横当島／女島／鮫瀬／肥前島／嵯峨島／白瀬／対馬／苅岐島／沖ノ島／見島／舩倉島／久六島／松前大島／奥尻島／天売島／礼文島／竹島／国後島／択捉島／色丹島／多楽島／春苧島／秋勇留島

第2章 離島の経済社会、歴史文化及び自然地理に関する特性の把握

調査対象とした150の離島について、離島の類型化と保全・管理の方向性を検討するため各離島における情報をデータベースとして整理する。情報整理にあたっては、各離島における経済社会活動的側面、歴史文化的側面、自然地理的側面の各種情報を網羅的に把握する。

（1）調査対象離島における情報整理

既存資料からの情報収集

《情報収集において活用した既存資料》

- 1) 島嶼大辞典（日外アソシエーツ、1991年）
- 2) 日本の島ガイド『SHIMADAS（シマダス）』（財団法人日本離島センター、2004年発行）
- 3) 日本編島の名前（中村庸夫著、東京書籍、2005年発行）
- 4) 原色 日本島図鑑 日本の島433有人島全収録（加藤庸二著、新星出版社、2010年発行）
- 5) 水路誌（海上保安庁）
 - ・北海道沿岸水路誌（2008年刊行）
 - ・本州南東岸水路誌（2006年刊行）

- ・本州北西岸水路誌（2007年刊行）
- ・九州沿岸水路誌（2010年刊行）
- 6）日本災害史（日本図書センター、2005年発行）
 - 1．火山噴火
 - 2．地震・津波
 - 3．気象
- 7）気象庁ホームページ「災害をもたらした気象事例」・・・関連事項のみを抜粋
- 8）根室市独立行政法人 北方領土問題対策協会パンフレット
- 9）内閣府ホームページ
- 10）エア－ハンドブック
- 11）外務省ホームページ
- 12）災害伝承情報データベース（総務省消防庁ホームページ）

アンケート調査の実施

離島が有するとみられる情報量については、その離島が有する歴史や産業活動等に大きく依存すると考えられ、名称も有しない小島にあっては、既存資料からのみでは全くの情報を収集することが困難となることが予想される。そのため、の方法では情報が全く得られないであろう離島・小島については、アンケート調査を実施することにより、現地から必要情報の提供を受けた。

なお、アンケート調査の実施に際しては、特に情報収集が困難な「地元の情報」に注目することとし、当該市町村（教育委員会）及び漁業協同組合を対象に以下の事項について質問した。

《質問項目》

- 名称の存在の有無
- その名称の由来
- その場所での日頃の利用状況（磯遊び、ダイビング、漁船の航行目標等）
- その場所のその他の特徴（ウニ・アワビが獲れる、カモメが休息する等）

アンケート調査は、85団体（市町村41団体、漁業協同組合44団体）に配布し、46団体（市町村25団体、漁業協同組合21団体）より回収した。主な結果として、国土地理院地図、海図等で名称が不明な一部の小島について、名称やその由来について回答を得た。また、主に漁業協同組合から、その地域の特徴（獲れる魚介類等）について回答を得た。アンケート結果については、既存資料からの収集に加え、各調査対象離島に関する情報として追加した。

（2）収集した離島情報のとりまとめ方法

整理する情報の種類

今回収集した離島情報にあっては、低潮線の保全・管理事務のみならず、離島の将来の利活用の基礎資料としても活用することが考えられる。今回の様々な分野にわたる調査結果は、保全・利活用に必要な関連情報が検索できる構成・整理することが必要である。そこで、収集した離島情報は、表形式のデータベースとして整理を行った。（資料編参照）

調査結果（掲載情報）の精査について

「名称・読み方」については、海図に記載された名称を用いる。アンケート等により把握できた地元での呼称等については、政府で確認し次第修正できる形により記載する。

「面積」については、国土地理院にて把握している数値を採用し、非掲載の離島・小島については、他の出典を活用しその旨を記載する。

歴史、くらし、レジャー等の「数値以外でも表現される情報」については、出典により、内容の詳細さや時点情報が異なっている。調査結果を政府資料として公開する際には精査することとし、複数の学説等については出典を明記して併記することとする。

- ・「歴史」に関する記述等で、内容は同じものの年号等に複数の学説がある場合等は代表的な記述のみ記載し、他の学説や出典がある旨を記載する。
- ・「災害履歴」については、今回の調査対象離島は多くが台風常襲地域と考えられるなど、数多の災害履歴が存在することが想定される。ここでは、今後の保全・管理、利活用を考慮し、当該離島において有人島であったものが無人化に影響した災害、全島避難等により産業に影響した災害、その離島名が命名された災害等、大規模なものを中心に記載する。

離島に関する様々な分野の情報の整理・構成

情報の種類	視点	整理の方向性	整理する情報	データベース上の整理
1. 基礎情報	呼称	島の名称の有無	離島名称	【1】
			よみかた	【2】
			別称	【3】
			名称の由来	【4】
	位置	行政区分 所属海域、本土からの位置(方角、距離)	所在地(行政区分)	【5】
			所属海域(群島、諸島)	【6】
位置情報			【7】	
2. 地形的条件 (空間的条件)	地形的特徴	面積	面積(国土地理院)	【8】
		面積、周囲、島内の最高標点	気候・地形的特徴(国土地理院以外)	【9】
		気象・海象、地質・地形的な特徴		
	アクセシ 性、 周辺との関 連	島へのアクセス 灯台や観測地点の有無、島自体の 航路目標としての位置づけ、観測 地点等の有無	空港、港湾、漁港、定期便	【10】
			航海上の特徴 (海から見た特徴)	【11】
3. 自然的条件	気候	火山の状況、災害の歴史	災害の歴史	【12】
	生態系	保護・管理すべき区域への位置づけ	環境・自然(国立・国定公園、自然保護区など)	【13】
		植生・希少生物	生態系(植生・希少生物等)	【14】
	資源	島内及び周辺海域の鉱物資源、島の産業	水産資源や島の産業	【15】
4. 人文的条件	可住性	人の生活の有無	有人・無人の区分	【16】
		有人の場合	人口、世帯数(H17年国調)	【17】
		振興法の有無	振興4法他	【18】
	歴史・文化 (生業)	島の有する歴史	島の歴史	【19】
		人の生活、くらしぶり	暮らし、文化	【20】
	アメニティ 空間の提供	文化(まつり・文化財等)		観光、レジャー、の舞 台
		観光、レジャー・レクリエーション	【22】	

(3) 離島情報に関する「概要版」の作成について

「概要版」に記載する情報について

後述する低潮線データベースには、これら整理したデータベースから一部を抜粋した「概要版」を活用する。概要版は、多岐に渡る調査結果を概観するものとして、以下の重要項目で構成・整理する。なお、調査対象離島により情報量に多寡があることから、母島と小島が近接する場合等には、概要版は一体的に編集を行うこと等とする。

概要版の構成

構成	内容
1. 離島の概要	【名称】【別称、名称の由来】【位置等】に関する事項
2. 地形的条件	【地形的特徴】【島へのアクセス(定期便等)】【海から見た特徴】に関する事項
3. 自然条件	【災害の歴史】【環境・自然】【生態系(植生・希少生物等)】【資源】に関する事項
4. 人文的条件	【有人・無人】【適用法令】【島の歴史】に関する事項
5. 特記事項(その他)	その他、特筆すべき事項

第3章．諸特性からみた離島の類型化と保全・管理の方向性

(1) 海洋管理のための離島の保全・管理の基本的な考え方

海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針（離島の基本方針）では、海洋の管理を推進するにあたり、離島の役割や重要性に鑑み、推進すべき施策がまとめられている。基本的な考え方は以下の3点に要約されている。

離島が安定的に存在することで、排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠となる役割
広大な海域における様々な活動を支援し促進する拠点としての役割
海洋の豊かな自然環境の形成や人と海との関わりにより形作られた歴史や伝統を継承する役割

(2) 諸特性からみた離島の類型化

「離島の基本方針」で示されているように、離島は広大な管轄海域を管理するための基礎として、また、海洋における様々な活動を支援するための拠点として機能しており、保全・管理を検討するに際しては、「社会特性」、「歴史特性」、「文化特性」、「自然特性」、「地理特性」等に基づき離島の類型化を行い、各々の類型ごとに保全・管理の方向性を整理することが必要である。

さらに、離島が果たす様々な役割（低潮線の保全・管理、海上航行の安全保障機能、海洋監視機能、災害時の救難機能、周辺漁場の維持管理、島の産業・経済活動、島の歴史・文化の継承、自然生態系、景観の保全等）を考えると、

- ・「島に居住する島民の存在」（有人島か無人島か）
- ・「離島を活用すること」（漁業でやって来る人がいる、航海目標となっている、言い伝えが守られている等）

が根幹をなしており、保全・管理の方向性の検討に際して、留意すべき要素である。

(3) 低潮線データベースの活用の可能性

今回の離島に関する調査結果及び低潮線データベースは、低潮線の保全・管理事務のみならず、離島の将来の利活用の基礎資料としても活用することが考えられる。今回の様々な分野にわたる調査結果は、保全・利活用に必要な関連情報が検索できる構成・整理している（概要版 p.9、本編参照）。

(4) 保全・管理の方向性（低潮線データベースの活用の可能性）

有人離島

人が居住しており、歴史・文化が存在し、離島が担う様々な役割が果たされている。

一方、「生業を営む人々」を中心に人口減少が続いており、無人化する恐れがある離島も存在する。離島で生活する人の確保が必要である。

海を活用した生活には、漁業・水産業の他、海上輸送・海洋資源活用の拠点、自然環境の観測、観光等での活用が考えられ、これらをもとに人が生活することが考えられる。

また、気象観測や安全保障等を目的に、「派遣されて生活している人々」がいる離島も存在する。人員が交代する形ながら、離島で活動する人々が存在し続けるという意味では重要である。

無人離島・小島

かつてより無人だった離島・小島には、歴史・文化、産業等の情報が相対的に少ない事例が多いものの、かつて有人だった離島には産業活動や言い伝えが残る等の情報が相対的に多い。保全・管理の方向性は、区別して検討する必要がある。

保全・管理にあたっては、様々な産業活動により「生活する人々を確保する」ことが理想ではあるものの、「絶海の孤島」、「小島」等の特性から物理的に困難な場合もあり、それぞれの離島・小島が持つ役割に応じて「活用していく」ことが重要である。

<小島>

これまで/現在の人々の活用（生活）や生態等の実態、維持・管理状況を整理・把握することがまず必要である。

海洋管理において重要な位置づけにあるにもかかわらず、名称不明の小島が存在する事実がある。地

元での資料・情報等を有効活用しながら、名称を決定し、地図へ記載していく必要がある。
 浸食等により将来的な存在が危ぶまれる場合、海岸保全等の措置が必要である。

< 無人離島 > (役割に応じて整理)

1) 人が上陸・居住することができるか

- ・当該離島が持つ特徴的な役割に配慮し、漁業をはじめとした諸産業での活用、エコツーリズム等のレジャーで活用していくことが考えられる。
- ・地形制約等により上陸・居住できない離島・小島については、例えば「クルーズ船や地元の船宿から訪れる形でしか見られない島」等により希少価値をアピールするような「情報活用」が考えられる。

2) 特徴的な役割に応じた活用ができるか

- ・希少な動植物、海洋資源、回遊魚が近海に存在する等の情報をモニタリングし、それぞれの離島における特徴的な役割を見いだして、資源活用や観測の拠点として活用していくことが考えられる。
- ・立地上、気象・災害観測に有効な場合は、観測拠点として活用でき、我が国の本土や他の離島のみならず、世界各国に気象・災害情報を伝達することが考えられる。

3) 海上輸送の確保に活用できるか

- ・活動拠点としての港湾・漁港整備、避難港としての活用、灯台整備による航行上の目印としての活用していくことが考えられる。

4) 国家的・全国的な政策に役立てられるか

- ・排他的経済水域等、我が国の管轄海域の根拠となる低潮線や基点が存在する場合、適切に保全・管理するために活用していく。

5) 愛着があるか

- ・古くから活動が盛んだった地域には、その離島に特化して編纂された郷土資料等が相対的に多いことや、かつて有人だった離島には現在も言い伝え等が周辺地域に残されている等の事例がある。こうした情報を積極的に発掘・活用・発信し、人々に対して、「国境の島」、「日本最西端の島」等、離島に対する愛着・プライドを醸成していくことが考えられる。

第4章．低潮線に関するデータシステムの検討

低潮線の保全・管理においては、当該離島・小島の位置、現況等の情報を一元的に管理しておくことが重要である。海上保安庁では低潮線に関連する府省庁を対象に低潮線に関する様々な情報を集約した「低潮線データベース」の構築を予定している。ここでは、前章までの調査結果を活用しながら、低潮線の保全・管理事務を行う上で望ましいデータベースの表示・活用方法について検討する。

(1) 低潮線データベースの全体イメージについて



(2) 今回の調査結果の表示について (画面イメージは本編参照)

調査対象離島は、地図や島名のいずれからでも検索できるようにする。
 調査対象離島の調査結果の「概要版」は、「離島情報」にて表示される。
 調査の都合、当該離島・小島に加え、母島もあわせて調査したものについては、いずれから検索しても母島と当該離島・小島も合わせて表示させるようにする。

(3) 「低潮線データベース」の今後の予定

低潮線データベースは、今回の調査結果を「離島情報」として活用するとともに、別途、衛星画像や、航空写真、海図等をリンクさせながら構築し、DVD に格納して完成させる。まず、関係省庁内で低潮線の保全・管理関係の事務で活用する予定である。
 完成後は、航空写真等を随時更新しながら運用していく予定である。
 今回の調査結果は、低潮線の保全・管理事務だけでなく、当該離島の利活用の検討にあたっての基礎材料等としても利用できる可能性があることから、今後、掲載情報の精査(政府見解として公表できる内容であるか等の確認)を踏まえ、国民へ公表することが考えられる。

第5章 . 検討会の設置・運営

(1) 検討会設置の目的

わが国の管轄権の根拠となっている離島及び排他的経済水域等の保全を図るために必要な低潮線を適切に管理していく観点から、次の2点を検討することを目的に、有識者からなる検討会を設置した。
 離島の「経済社会」、「歴史文化」、「自然地理」等の視点から基礎的情報・データ収集によって整理し、今後の離島の保全・管理の施策展開の基礎資料とする。
 排他的経済水域等の保全を図るための低潮線について、必要情報を収集・集積する「低潮線データベース」の掲載内容のあり方等を検討する。

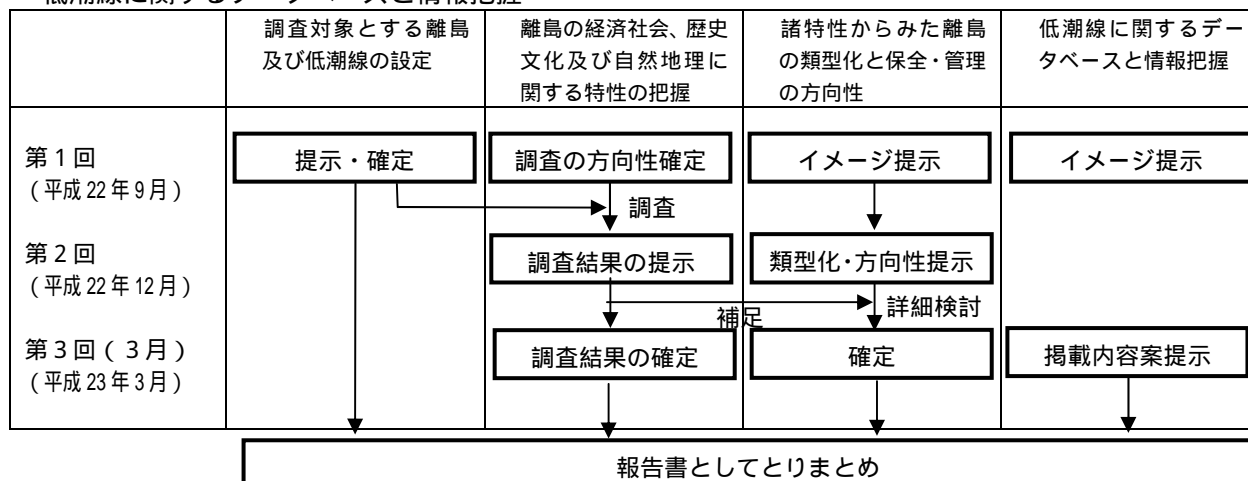
(2) 検討会の構成

検討会の有識者として、以下の3名を位置づける。

委員 (敬称略)	所属・役職等
木村 克俊	室蘭工業大学大学院工学研究科 教授 社団法人土木学会海洋開発委員会遠隔離島検討小委員会 委員長
小田巻 実	財団法人日本水路協会 審議役
海津 ゆりえ	文教大学国際学部 准教授

(3) 検討内容と検討スケジュール

検討会では、以下の4点について検討する。
 調査対象とする離島及び低潮線の設定
 離島の経済社会、歴史文化及び自然地理に関する特性の把握
 諸特性からみた離島の類型化と保全・管理の方向性
 低潮線に関するデータベースと情報把握



排他的経済水域等の基礎となる 低潮線を有する離島に関する調査

調査報告書

平成 23 年 3 月

内閣官房総合海洋政策本部事務局

排他的経済水域等の基礎となる低潮線を有する離島に関する調査

<目次>

序章 調査の目的・内容

- 1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 調査内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 調査対象とする離島及び低潮線の設定

- 1. 調査対象とする離島の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 低潮線の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第2章 離島の経済社会、歴史文化及び自然地理に関する特性の把握

- 1. 調査対象離島における情報整理の考え方・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2. 調査対象離島における情報整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3. 整理・とりまとめに際しての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4. 収集した離島情報のとりまとめ方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5. 離島情報に関する「概要版」の作成について・・・・・・・・・・・・・・ 21

第3章 諸特性からみた離島の類型化と保全・管理の方向性

- 1. 海洋管理のための離島の保全・管理の基本的な考え方・・・・・・・・ 23
- 2. 諸特性からみた離島の類型化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 3. 低潮線データベースの活用の可能性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4. 保全・管理の方向性（低潮線データベースの活用の可能性）・・・・ 24

第4章 低潮線に関するデータシステムの検討

- 1. 低潮線データベースの全体イメージについて・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2. 今回の調査結果の表示について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 3. 「低潮線データベース」の今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第5章 検討会の設置・運営

- 1. 検討会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2. 検討会の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

序章 調査の目的・内容

1. 目的

離島は、国連海洋法条約に基づき、基線から 12 海里を越えない海域において我が国が領域主権を行使し、また、200 海里を越えない海域において海洋資源の開発等に関する主権的行使や海洋環境の保護及び保全に関する管轄権等の権利義務等を行行使するための重要な根拠となっている。

これら離島が広く海上に展開する結果、我が国は世界で第 6 位と言われる国土面積の 12 倍にも及び管轄海域を有しており、この広大な管轄海域の存在は、海洋の恩恵を受けつつ発展してきた海洋国家である我が国にとって、海上輸送や水産資源等食糧確保の場としてのみならず、メタンハイドレート等のエネルギー資源やレアメタル等の鉱物資源が存在することが近年明らかになるなど、今後の海洋関連産業の発展、我が国の成長の基盤としての重要性は益々高まっている。これら多様かつ豊富な海洋資源の活用に当たり、広く海上に展開する離島は、その活動を支え促進する拠点となるべきものと期待される。また、離島は、航行支援施設や気象・海象観測施設が設置されるなど、海洋における安全を確保するための基盤でもある。

離島の保全については、「海洋基本法」において、国は離島が我が国の領海及び排他的経済水域（EEZ）等の保全、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、離島に関し海岸等の保全、海上交通の安全の確保並びに海洋資源の開発および利用のための施設の整備、周辺の海域の自然環境の保全等の措置を講ずるものとされている。

また、「海洋基本法」に基づき閣議決定された「海洋基本計画」や「海洋基本計画」に基づき平成 21 年 12 月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（以下「離島の基本方針」という。）（平成 21 年 12 月総合海洋政策本部決定）において、離島に関する位置情報、土地の保有・登記状況、周辺海域の利用状況、歴史的経緯、文化財所在状況、景観状況等のデータを収集し、集積することとされている。さらに、「離島の基本方針」に基づき第 174 回国会に提出された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「低潮線保全法」という。）」では、EEZ 等の保全を図るために必要な低潮線の保全と、EEZ 等の保全および利用に関する活動の拠点として重要な離島における港湾の整備等に関し、所要の措置を講ずることとしている。以上のように、EEZ 等の根拠となっている離島の低潮線を保全することが緊急的かつ重要な施策であるが、我が国の約 6,000 の離島のうち、有人離島は 400 余りに過ぎず、そのほとんどは無人離島である。無人離島は遠隔地に存在するものも多く、その状況把握及び保全・管理が十分に行われてこなかった。

そのため、我が国の管轄権の根拠となっている離島及び EEZ 等の保全を図るために必要な低潮線を適切に管理していく観点から、本調査では、我が国の管轄海域にある離島の「経済社会」、「歴史文化」、「自然地理」等の視点から基礎的情報・データの収集によって整理し、今後の離島及びの保全・管理の施策展開に資するとともに、EEZ 等の保全を図るために必要な低潮線について、調査データ取得年月日情報、位置情報、所有者情報、図面、写真等を収集・集積するデータシステムのあり方及びこれら情報の具体的内容を調査、把握することにより、EEZ 等の保全を図るために必要な低潮線の適切な保全・管理に資することを目的とする。

2. 調査内容

(1) 調査対象とする離島及び低潮線の設定

我が国の管轄海域にある離島の中で、本調査の対象とする離島(以下「調査対象離島」という。)を50島以上設定する。設定にあたっては、遠隔地にある離島か否か、海洋管理上重要な位置づけにある離島か否かなどの点を考慮する。その上で、我が国の管轄権の根拠となっている離島及びEEZ等の保全を図るために必要な低潮線の設定を行う。

(2) 離島の経済社会、歴史文化及び自然地理に関する特性の把握

調査対象離島の経済社会活動面での特性、歴史文化面での特性、自然地理的側面での特性を、既往資料等を用いて把握する。

(3) 諸特性からみた離島の類型化と保全・管理の方向性

上記(2)で把握した離島の諸特性を踏まえて、調査対象離島をいくつかのタイプに類型化し、各々の類型ごとに離島の保全・管理の方向性を整理する。

(4) 低潮線に関するデータシステムの検討

我が国の管轄海域にある離島の中で、EEZ等の保全を図るために必要な低潮線について、一元的に管理するために、海上保安庁で構築することが予定されている「低潮線データベース」について、その表示や活用方法のあり方について検討を行う。

(5) 検討会の設置・運営

我が国の管轄権の根拠となっている離島の経済社会、歴史文化等に関する現状またはEEZ等の保全を図るために必要な低潮線等に関して知見のある有識者3人以上を構成員とする検討会を設置し、上記の(1)~(4)に関する検討方針、調査手法、整理結果等に関して検討を行う。

第1章．調査対象とする離島及び低潮線の設定

1．調査対象とする離島の設定

(1) 離島とその役割について

「離島の基本方針」では、わが国の海洋管理のための離島の役割として、以下の3点を位置づけている。

離島が安定的に存在することで、排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠となる役割

6,000余に及ぶ離島のうち、有人島は400余であり、その大部分は無人島である。有人島については、離島住民や漁業者の活動等の結果、その周辺海域も含め一定の取組がなされているが、無人島には遠隔に位置するものも多く、その状況の把握を含め、これまでに必ずしも十分な管理が行われてきたとは言えない状態にある。

このため、我が国の排他的経済水域等の外縁を根拠付ける離島について、我が国の権益の確保を図るため、海図に記載される低潮線等が排他的経済水域等の根拠となることを踏まえ、低潮線の位置等を最新の調査手法により迅速に把握し、海図を更新する。また、侵食等の自然現象への適切な対応や掘削による損壊等を防止するための措置等により、その保全・管理を行うとともに、海洋管理のための秩序維持の観点から、周辺海域における監視の強化を図る。

広大な海域における様々な活動を支援し促進する拠点としての役割

我が国の離島が広大な管轄海域に広く点在していることを踏まえ、海洋における様々な活動の状況や開発の可能性及びそれらの活動を支援し促進するニーズを把握し、遠隔に位置する離島における活動拠点の整備等に取り組む。

海洋の豊かな自然環境の形成や人と海との関わりにより形作られた歴史や伝統を継承する役割

離島周辺海域は、浅海域である等の地形的特徴をもち、陸の生態系と密接な関連を有している。このような離島及び周辺海域の自然環境の特性を把握するとともに、その状況に応じた適切な保全措置を講ずる。さらに、長い人と海との関わりの中で、海に関わる神聖なものとして人々に認識されるなど、様々な歴史や伝統を有する島も多く、その価値を適切に評価し、後世に残していく。

(2) 調査対象の選定

調査対象離島の基本的な考え方

本調査は、「離島の基本方針」や「低潮線保全法」であげられている、『排他的経済水域の根拠となっている離島の低潮線を保全する』ことを究極的な目的にあげていることから、まず、わが国の排他的経済水域の根拠となる役割を有する離島を対象とする。

排他的経済水域について

排他的経済水域は、「領海の外にあって、基線から200海里までの幅の海域」である（国連海洋法条約による）。

「基線」…海岸の低潮線、湾口もしくは湾内等に引かれる直線である（領海法による）。なお、海岸が著しく曲折しているか、海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所においては、適当な地点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる。

「低潮線」...干満により海面が最も低くなったとき（最低水面に達したとき）の陸地と水面との境界をいう。干満の差の少ない海岸では、一般に平均的水位線となる。しかし、高潮線と低潮線で大きく差が生じる（干満の差が大きい）場合は、低潮線が重要な役割を担う。

「基点」...海岸の低潮線や直線基線の接続点であり、排他的経済水域の根拠となる重要な地点である。

排他的経済水域の根拠となる低潮線は、沿岸国公認の大縮尺海図に記載されている（国連海洋法条約による）。わが国では、排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠となる低潮線は海上保安庁で把握している。

低潮線のうち、排他的経済水域等の限界線の基礎となる部分については、保全・管理上重要な役割を担うことから、政府では、周辺水域を低潮線保全区域として平成 23 年 6 月までに指定する予定である（低潮線保全法基本計画）。

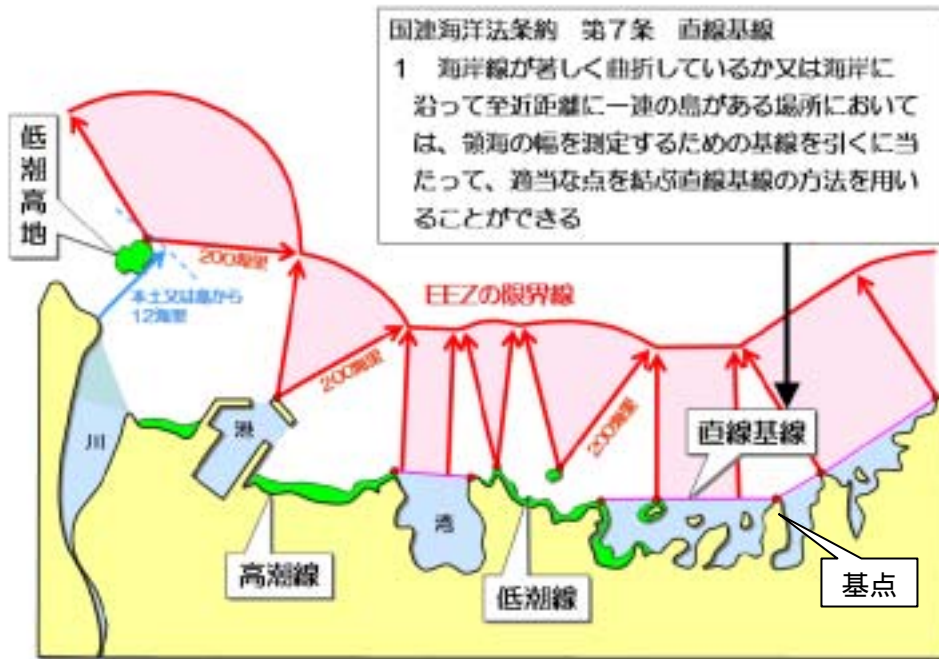
低潮線保全区域内では、海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない（低潮線保全法）。

わが国の排他的経済水域の範囲



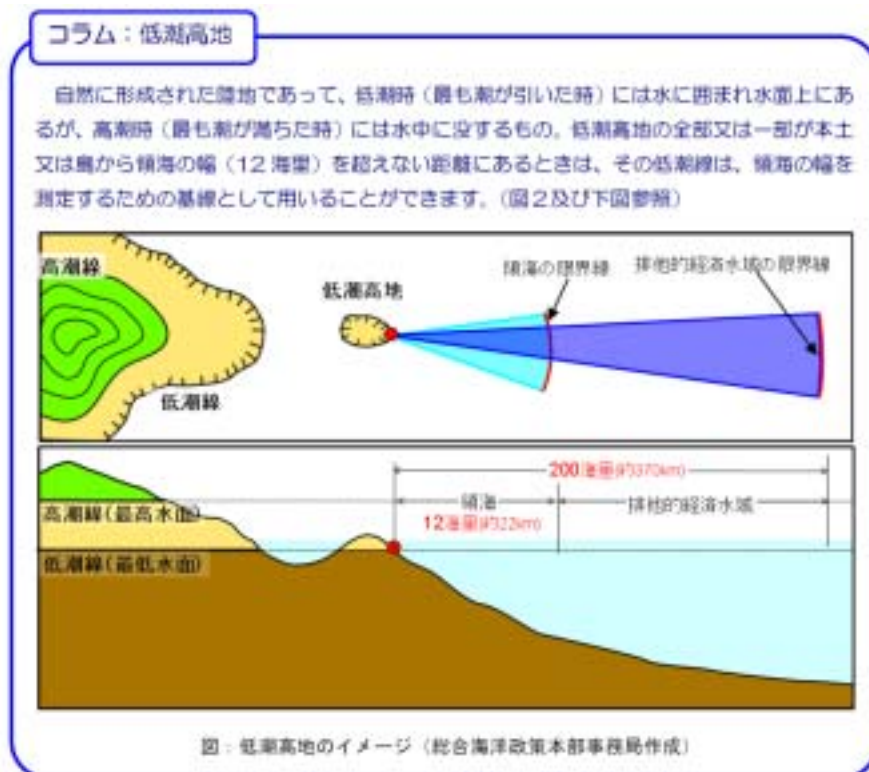
(出典：海上保安庁ホームページ)

基線と排他的経済水域の限界線の概念



(内閣官房総合海洋政策本部事務局「平成 22 年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」に加筆)

低潮高地による基点の考え方



(内閣官房総合海洋政策本部事務局「平成 22 年版海洋の状況及び海洋に関して講じた施策」)

調査対象離島の選定基準

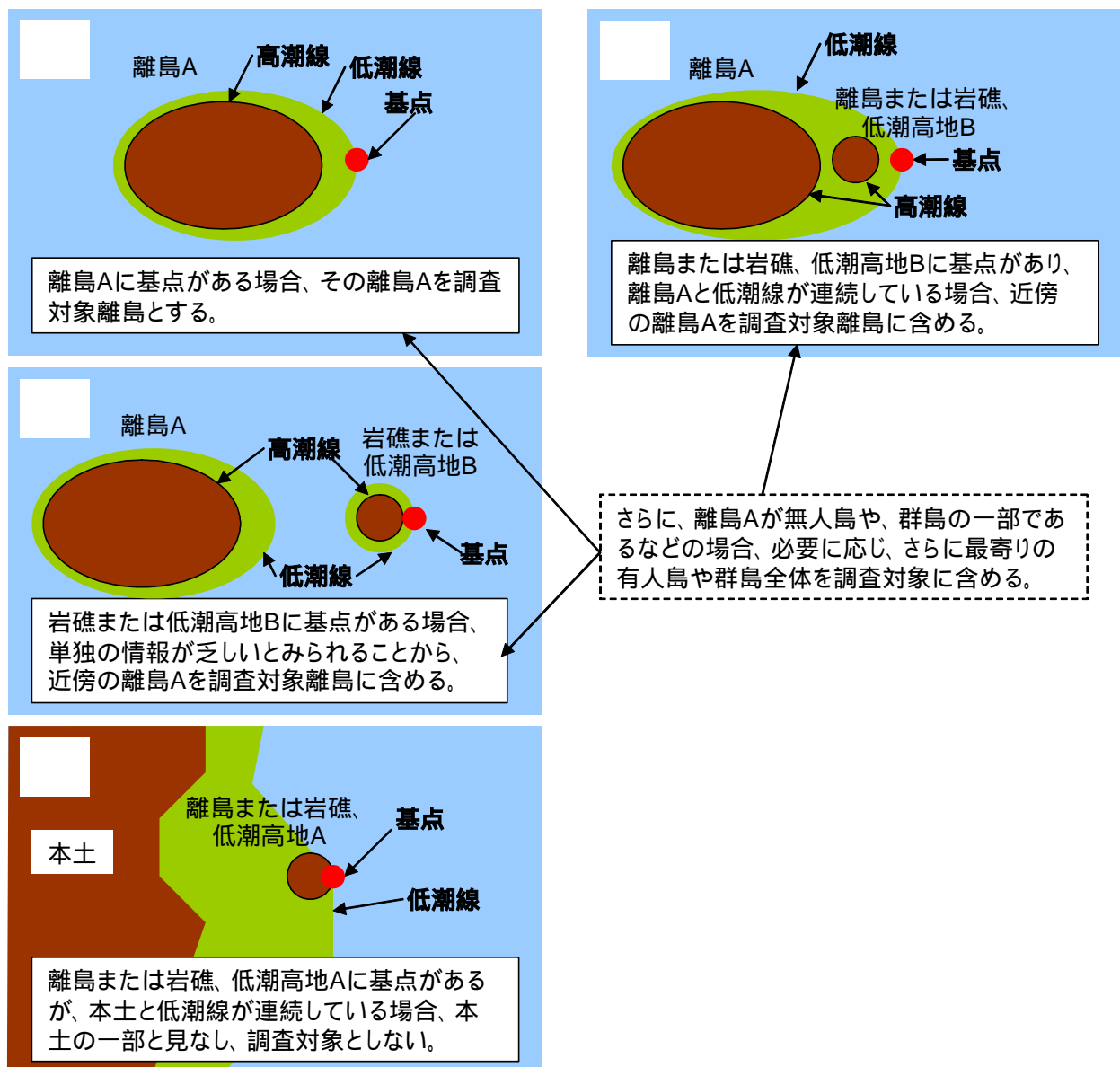
調査対象とする離島の選定にあつては、以下の基準に基づいて設定する。

「基線」の根拠となっている「基点」を有する離島に着目する。

基点は、本土、離島（小島を含む）だけでなく、領海内の低潮高地にも存在する。小島や低潮高地では、経済活動等を営むことが困難であることから、図上計測等により、最寄りの離島（群島）を調査対象とする。

基点を有する離島が、近傍の離島と基線が連続しているなど、調査対象離島を「群島の一部をなす、延長上に位置する」と見なすことができる場合は、近傍の離島（母島）についても調査対象とする。

調査対象離島の選定基準のイメージ図



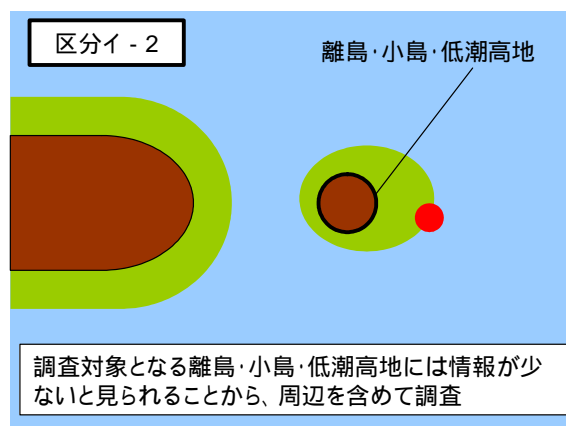
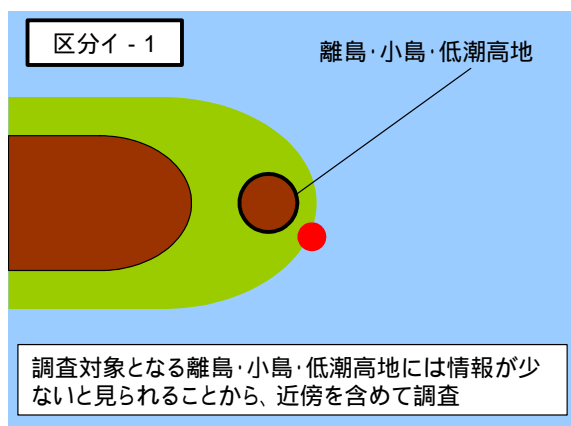
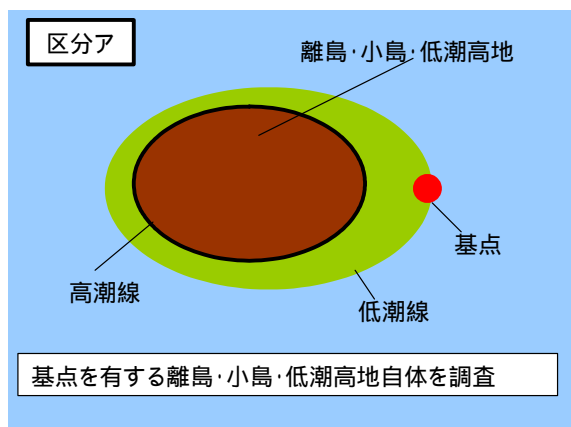
調査対象離島一覧

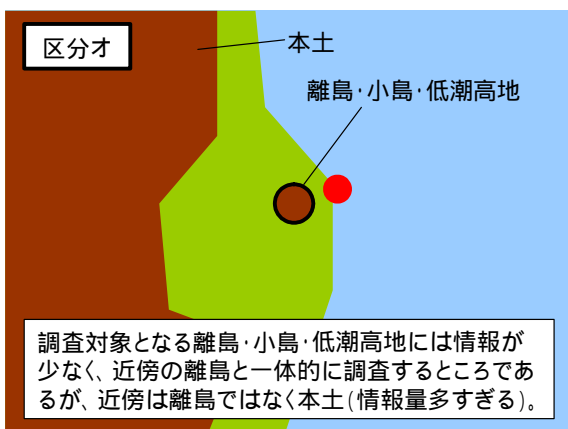
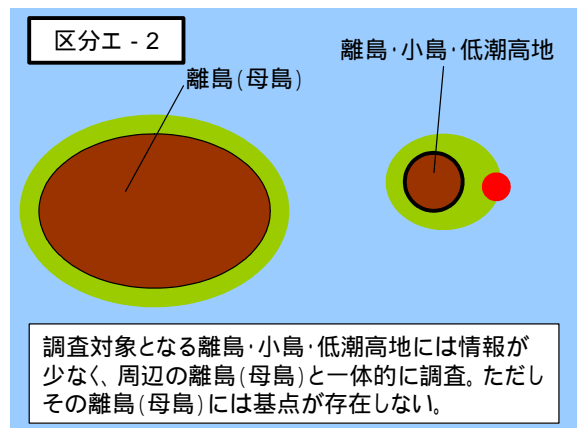
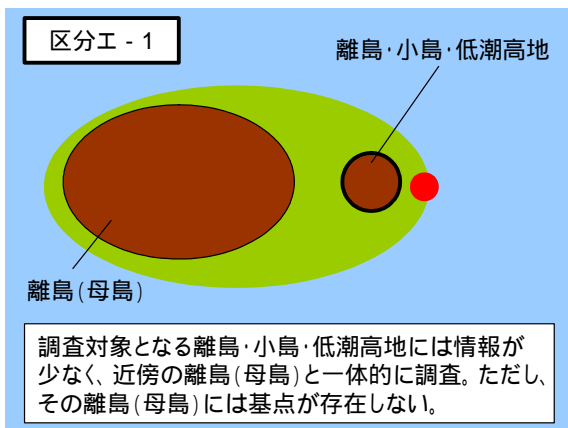
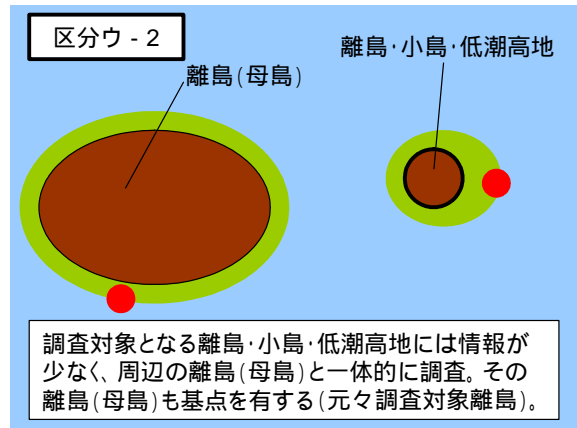
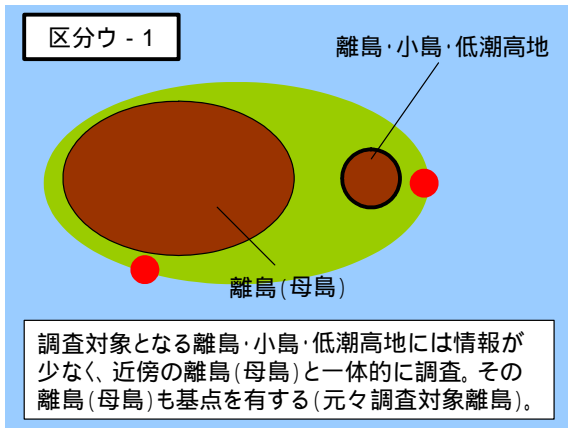
上記の内容を踏まえて、150の離島を調査対象として設定する。

なお、調査対象離島にあっては、以下のア～オの5つのタイプに区分される。調査対象離島のタイプによって、第2章以降の作業を進めることとする。

調査対象離島の整理におけるタイプ分け

区分	内容	島数
区分ア	・ 基点を有する離島・小島・低潮高地で、整理する特性について、一定程度の情報量があると予想されるもの。 その離島・小島・低潮高地についての特性を整理する。	20 島
区分イ	・ 基点を有する離島・小島・低潮高地で、整理する特性について、一定程度の情報量がない（情報が少ない）と予想されるもの 近傍の母島についても調査する。	72 島
区分ウ	・ 基点を有する離島・小島・低潮高地で、整理する特性について、一定程度の情報量がない（情報が少ない）と予想されるもので、近傍の母島にも基点を有する場合 そもそも近傍の母島自体が調査対象離島であるため、近傍の母島についても調査する。	7 島
区分エ	・ 基点を有する離島・小島・低潮高地で、整理する特性について、一定程度の情報量がない（情報が少ない）と予想されるもので、近傍の母島にも基点を有しない場合 基点を有さない近傍の母島についても、特性等を調査する。	26 島
区分オ	・ 基点を有する離島・小島・低潮高地で、整理する特性について、一定程度の情報量がない（情報が少ない）と予想されるもので、近傍の母島がなく、本土に近接している場合 近傍の本土の調査は行わず、基点を有する離島・小島・低潮高地のみの特性等を調査する。	25 島





調査対象離島一覧

No.	都道府県	市町村	備考	離島名称	よみかた	区分
1	宮城県	石巻市		金華山	きんかざん	ウ
2	宮城県	石巻市		小島14	—	イ
3	東京都	八丈町		八丈島	はちじょうしま	エ
4	東京都	八丈町		大笠根	おおかさね	イ
5	東京都	八丈支庁		ベヨネース列岩	べよねーすれつがん	ア
6	東京都	八丈支庁		須美寿島	すみすしま	エ
7	東京都	八丈支庁		小島25	—	イ
8	東京都	八丈支庁		鳥島	とりしま	エ
9	東京都	八丈支庁		小島26-27	—	イ
10	東京都	八丈支庁		イルカ岩	いるかいわ	イ
11	東京都	八丈支庁		孀婦岩	そうふがん	ア
12	東京都	小笠原村		西之島	にしのみま	ウ
13	東京都	小笠原村		小島36	—	イ
14	東京都	小笠原村		聳島	むこしま	エ
15	東京都	小笠原村		北ノ島	きたのみま	イ
16	東京都	小笠原村		一ノ岩	いちのいわ	イ
17	東京都	小笠原村		二ノ岩	にのいわ	イ
18	東京都	小笠原村		蛸岩	たこいわ	イ
19	東京都	小笠原村		媒島	なこうどしま	エ
20	東京都	小笠原村		嫁島	よめしま	エ
21	東京都	小笠原村		後島	うしろしま	イ
22	東京都	小笠原村		後島小島(44)	—	イ
23	東京都	小笠原村		父島	ちちしま	エ
24	東京都	小笠原村		東島	ひがししま	イ
25	東京都	小笠原村		東磯	ひがしいそ	イ
26	東京都	小笠原村		母島	ははしま	エ
27	東京都	小笠原村		姪島	めいしま	イ
28	東京都	小笠原村		鮪根	まぐろね	イ
29	東京都	小笠原村		小島51	—	イ
30	東京都	小笠原村		北硫黄島	きたいおうとう	エ
31	東京都	小笠原村		小島52	—	イ
32	東京都	小笠原村		丸根	まるね	イ
33	東京都	小笠原村		硫黄島	いおうとう	エ
34	東京都	小笠原村		小島56-57	—	イ
35	東京都	小笠原村		監獄岩	かんごくいわ	イ
36	東京都	小笠原村		南硫黄島	みなみいおうとう	エ
37	東京都	小笠原村		小島58-75	—	イ
38	東京都	小笠原村		南鳥島	みなみとりしま	ア
39	東京都	小笠原村		沖ノ鳥島	おきのとりしま	ア
40	鹿児島県	西之表市 中種子町 南種子町		種子島	たねがしま	ウ
41	鹿児島県	西之表市		一ツ瀬	ひとつせ	イ
42	鹿児島県	西之表市		横瀬	よこせ	イ
43	沖縄県	北大東村		北大東島	きただいてうしま	ア
44	沖縄県	北大東村		沖大東島	おきだいてうしま	エ
45	沖縄県	宮古島市		宮古島	みやこしま	ウ
46	沖縄県	宮古島市		パナレ干瀬	ばなればいせ	イ
47	沖縄県	石垣市		石垣島	いしがきしま	エ
48	沖縄県	石垣市		午ノ方石	うまのかたいし	イ
49	沖縄県	竹富町		波照間島	はてるましま	ア
50	沖縄県	竹富町		中御神島	なかのうがんしま	エ
51	沖縄県	竹富町		小島239	—	イ
52	沖縄県	与那国町		与那国島	よなぐにしま	ア
53	沖縄県	石垣市		魚釣島	うおつりしま	ア

No.	都道府県	市町村	備考	離島名称	よみかた	区分
54	沖縄県	石垣市		久場島	くばしま	ア
55	沖縄県	石垣市		大正島	たいしょうとう	ア
56	沖縄県	久米島町		久米島島	くめとりしま	ウ
57	沖縄県	久米島町		硫黄島島	いおうとりしま	エ
58	沖縄県	久米島町		小島292-293	—	イ
59	鹿児島県	十島村		横当島	よこあてしま	ア
60	長崎県	五島市		女島	めしま	ア
61	長崎県	五島市		鮫瀬	さめせ	ア
62	長崎県	五島市		肥前島島	ひぜんとりしま	ア
63	長崎県	五島市		南岩	みなみいわ	イ
64	長崎県	五島市		中岩	なかいわ	イ
65	長崎県	五島市		北岩	きたいわ	イ
66	長崎県	五島市		嵯峨島	さかのしま	ア
67	長崎県	小値賀町		白瀬	しろせ	ア
68	長崎県	対馬市		対馬	つしま	エ
69	長崎県	対馬市		大瀬	おおせ	イ
70	長崎県	対馬市		コーノコ	こーのこ	イ
71	長崎県	対馬市		小島309	—	イ
72	長崎県	対馬市		小島310	—	イ
73	長崎県	対馬市		小島312	—	イ
74	長崎県	対馬市		小島314	—	イ
75	長崎県	対馬市		小島315	—	イ
76	長崎県	対馬市		小島317	—	イ
77	長崎県	対馬市		小島318-319	—	イ
78	長崎県	対馬市		小島320	—	イ
79	長崎県	対馬市		小島325	—	イ
80	長崎県	対馬市		小島332	—	イ
81	長崎県	対馬市		ヒバン瀬	ひばんせ	イ
82	長崎県	対馬市		小ヒバン瀬	こひばんせ	イ
83	長崎県	対馬市		パンバ瀬	ぱんばせ	イ
84	長崎県	対馬市		小島336	—	イ
85	長崎県	対馬市		北瀬	きたせ	イ
86	長崎県	対馬市		韓崎	からさき	イ
87	長崎県	対馬市		小島343	—	イ
88	長崎県	壱岐市		壱岐島	いきしま	エ
89	長崎県	壱岐市		平瀬	ひらせ	イ
90	長崎県	壱岐市		辰ノ島	たつのしま	イ
91	福岡県	宗像市		沖ノ島	おきのしま	ア
92	山口県	萩市		見島	みしま	ア
93	山口県	萩市		小島347	—	イ
94	石川県	輪島市		舳倉島	へぐらしま	エ
95	石川県	輪島市		大黒瀬	おおぐろせ	イ
96	石川県	輪島市		小島351-352	—	イ
97	青森県	深浦町		久六島	きゅうろくしま	エ
98	青森県	深浦町		上ノ島	かみのしま	イ
99	北海道	松前町		松前大島	まつまえおおしま	エ
100	北海道	松前町		小島354-357	—	イ
101	北海道	奥尻町		奥尻島	おくしりとう	エ
102	北海道	奥尻町		屏風立岩	びょうぶたていわ	イ
103	北海道	奥尻町		小島360-361	—	イ
104	北海道	羽幌町		天売島	てうりとう	エ
105	北海道	羽幌町		赤岩	あかいわ	イ
106	北海道	礼文町		礼文島	れぶんとう	エ
107	北海道	礼文町		小島365	—	イ
108	北海道	礼文町		小島366	—	イ

No.	都道府県	市町村	備考	離島名称	よみかた	区分
109	北海道	礼文町		小島367-369	—	イ
110	北海道	礼文町		海驢島	とどしま	イ
111	北海道	礼文町		タタキ島	たたきしま	イ
112	北海道	礼文町		コンサスノ礁	こんさすのしょう	イ
113	北海道	礼文町		種島	たねしま	イ
114	島根県	隠岐の島町		竹島	たけしま	エ
115	北海道	(北方領土)		国後島	くなしりとう	ア
116	北海道	(北方領土)		択捉島	えとろふとう	ア
117	北海道	(北方領土)		色丹島	しこたんとう	ウ
118	北海道	(北方領土)		鷗島	かもめしま	イ
119	北海道	(北方領土)		大島	おおしま	イ
120	北海道	(北方領土)		多楽島	たらくとう	エ
121	北海道	(北方領土)		小島462	—	イ
122	北海道	(北方領土)		春荊島	はるかるしま	ウ
123	北海道	(北方領土)		小島464	—	イ
124	北海道	(北方領土)		秋勇留島	あきゆりとう	エ
125	北海道	(北方領土)		ハナレ岩	はなれいわ	イ
126	北海道	根室市	落石岬付近	下の瀬	しものせ	オ
127	北海道	えりも町	襟裳岬付近	小島05	—	オ
128	岩手県	宮古市	鯉ヶ崎付近	小島06	—	オ
129	岩手県	山田町	亀ヶ崎付近	赤島	あかしま	オ
130	岩手県	大船渡市	首崎付近	小島09-10	—	オ
131	福島県	いわき市	塩屋崎付近	小島15-16	—	オ
132	千葉県	銚子市	犬吠崎付近	沖ノ雁股	おきのかりまた	オ
133	千葉県	銚子市	犬吠崎付近	小島19-20	—	オ
134	千葉県	銚子市	犬吠崎付近	一ノ島	いちのしま	オ
135	和歌山県	串本町	潮岬付近	米粒岩	こめつぶいわ	オ
136	高知県	室戸市	室戸岬付近	小島188	—	オ
137	高知県	室戸市	室戸岬付近	能無シ	のうなし	オ
138	高知県	土佐清水市	足摺岬付近	小島190	—	オ
139	北海道	郡丹町	神威岬付近	メノコ岩	めのこいわ	オ
140	北海道	稚内市	宗谷岬付近	弁天島	べんてんしま	オ
141	北海道	稚内市	宗谷岬付近	小島380	—	オ
142	北海道	猿払村	猿仏岬付近	海馬島	とどしま	オ
143	北海道	枝幸町	枝幸付近	乙忠部ノ瀬	おっちゅうべのせ	オ
144	北海道	枝幸町	雄武付近	ゴメ島	ごめしま	オ
145	北海道	雄武町	雄武付近	小島398	—	オ
146	北海道	紋別町	紋別付近	小島403	—	オ
147	北海道	斜里町	知床岬付近	小島406	—	オ
148	北海道	斜里町	知床岬付近	小島407	—	オ
149	北海道	斜里町	知床岬付近	小島408	—	オ
150	北海道	斜里町	知床岬付近	小島409	—	オ

(注) 政府において島名が命名されていない小島等にあつては、政府が基点を整理するに際して用いている番号により、「小島」のように記載している。

2. 低潮線の設定

低潮線の設定にあたっては、調査対象とする離島(150島)を含む範囲における航海用海図に記載されている低潮線を活用する。

本低潮線を示したデータを活用し、第2章において、基点を有する離島が所在する市町村及び漁業協同組合を対象に実施したアンケート調査における、参考資料として活用を行った。

第2章．離島の経済社会、歴史文化及び自然地理に関する特性の把握

調査対象とした150の離島について、離島の類型化と保全・管理の方向性を検討するため各離島における情報をデータベースとして整理する。

1．調査対象離島における情報整理の考え方

調査対象離島の情報整理にあたって、各離島における社会的、経済・産業的、歴史・文化的、自然・地理的特性の収集・整理を、網羅的に把握するために、以下のような方法によって実施することとする。

経済社会活動的側面

1)経済特性1

把握分野	産業構造・産業基盤
指標	第一次・第二次・第三次産業別従業人口割合
調査元・ 趣旨・方法等	・第一次産業については農業・漁業別に把握。保全・管理の検討に際し、産業活動が島内完結活動か、周辺海域を含む活動かを国勢調査により把握。

2)経済特性2

把握分野	特産物・土産・活用可能資源等
指標	特産物・土産・活用可能資源等
調査元・ 趣旨・方法等	・人々を島へ引きつける「魅力」要素の一つとして把握。 ・特産物、土産等については、当該市町村要覧や旅行ガイドブック等から把握。 ・水産資源については、当該市町村や漁業協同組合へのアンケート調査から把握。

3)社会特性1

把握分野	人口・世帯数・年齢構成
指標	人口・世帯数・年齢構成
調査元・ 趣旨・方法等	・特徴として、経年変化は全国平均よりも変動が大きく、人口は5年間で約7～8%減少し、高齢化は10年間で約10%増加しており、振興・保全・管理の留意点になることが想定される。これらを国勢調査により把握。

5)社会特性2

把握分野	各種法令適用関係
指標	適用法令・地域指定等
調査元・ 趣旨・方法等	<1>振興関係 ・産業面の遅れや生活環境施設の整備の遅れのために、人口流出が激化し、後継者の不足や人口の高齢化に悩む島の目安として把握。 ・離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興特別措置法、沖縄振興特別措置法の適用状況を把握。 <2>国土保全・環境保護等 ・人々の生活圏域や立ち入り制限の有無等の目安として把握。

	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法による「自然環境保全地域」、「原生自然環境保全地域」、自然公園法による「国立公園」、「国定公園」、「都道府県立自然公園」等の指定を把握。 <p><3>防災関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人々の生活圏域や立ち入り制限の有無等の目安として把握。
--	--

歴史文化的側面

1)歴史特性 1

把握分野	離島の名称の由来
指標	
調査元・趣旨・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・排他的経済水域やその根拠となる基点の管理においては、基点が存在する離島の名称やその由来を把握しておくことは重要であることから着目。 ・地元でこれまでに呼称されていた名称やその由来を市町村史誌、地名辞典等の既往資料、及び当該市町村や漁業協同組合へのアンケート調査から把握。

2)歴史特性 2

把握分野	地域発展・土地所有関係
指標	
調査元・趣旨・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・戦争による疎開・被災・占領等により現在も経済社会活動に影響を残す離島が数多く見られることに着目。また、当該離島がわが国固有の離島であることの確認や、保全・管理の方向性の検討に向け、元から有人離島/無人離島であったもの、かつて有人離島だったものの無人離島と化したもの、無人化が危ぶまれる離島に着目。 ・市町村史誌等をもとに発見・領有・移住等の変遷を把握。

3)歴史特性 3

把握分野	調査関係
指標	
調査元・趣旨・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・遠隔地の無人離島等では、地形制約等により船舶の接岸・停泊が困難で、実態把握が進んでいなかった事例がある。 ・市町村史誌等をもとに周辺海域や生態系等の調査の経緯を把握。

4)歴史特性 4

把握分野	周辺交流関係
指標	
調査元・趣旨・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村史誌等をもとに行政管轄の変更、航路の設定・廃止等の変遷を把握。 ・海事関係資料により、当該離島にある灯台や航海目標の位置付け、周辺海域の通行船舶等の特性について把握。

5)歴史特性 6

把握分野	災害履歴
指標	

調査元・ 趣旨・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・火山噴火や津波により島民の活動が停止した事例がある。 ・市町村史誌、市町村要覧、地域防災計画等から、大規模災害の年次や被害概況を把握。
----------------	---

6)文化特性 1 (経済特性 2 の調査とほぼ重複)

把握分野	
指標	
調査元・ 趣旨・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村要覧、市町村史誌、旅行ガイドブック等から、特産物、土産、郷土料理、祭り、伝統、慣習、アクティビティ(登山、海水浴等)等とその背景を把握。

自然地理的側面

1)自然特性 1

把握分野	
指標	
調査元・ 趣旨・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・離島統計、市町村要覧等により、気候(気候帯、平均気温、降水量等)、自然環境(特徴的な地形)、生態系(海洋・植生それぞれについて)、景観(特徴的で保護されるべき自然景観、眺望等)を把握。

2)地理特性 1

把握分野	離島自体の特性
指標	
調査元・ 趣旨・方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・地勢図、海図等により、当該離島の立地が、本土の付属的な離島か、諸島・群島の一部をなす離島か、孤島かを把握。 ・図上計測、離島統計等により、周辺離島との距離(最寄り離島との距離、周辺主要都市との距離、本土主要都市との距離)を把握。 ・当該離島の地理上の重要性の目安として、地形図により、水準点・三角点等の有無を把握。 ・地名百科事典等により、地質等からの考察も実施。

2. 調査対象離島における情報整理

既存資料からの情報収集

本調査で収集・整理する各種情報については、以下の既存資料からの収集を行った。

《情報収集において活用した既存資料》

- 1) 島嶼大辞典 (日外アソシエーツ、1991年)
- 2) 日本の島ガイド『SHIMADAS (シマダス)』(財団法人日本離島センター、2004年発行)
- 3) 日本編島の名前 (中村庸夫著、東京書籍、2005年発行)
- 4) 原色 日本島図鑑 日本の島 433 有人島全収録 (加藤庸二著、新星出版社、2010年発行)
- 5) 水路誌 (海上保安庁)
 - ・北海道沿岸水路誌 (2008年刊行)
 - ・本州南東岸水路誌 (2006年刊行)
 - ・本州北西岸水路誌 (2007年刊行)
 - ・九州沿岸水路誌 (2010年刊行)
- 6) 日本災害史 (日本図書センター、2005年発行)
 1. 火山噴火
 2. 地震・津波
 3. 気象
- 7) 気象庁ホームページ「災害をもたらした気象事例」・・・関連事項のみを抜粋
- 8) 根室市独立行政法人 北方領土問題対策協会パンフレット
- 9) 内閣府ホームページ
- 10) エアーハンドブック
- 11) 外務省ホームページ
- 12) 災害伝承情報データベース (総務省消防庁ホームページ)

アンケート調査の実施

離島が有するとみられる情報量については、その離島が有する歴史や産業活動等に大きく依存すると考えられ、名称も有しない小島にあっては、既存資料からのみでは全くの情報を収集することが困難となることが予想される。そのため、の方法では情報が全く得られないであろう離島・小島については、アンケート調査を実施することにより、必要情報を現地から提供いただくこととした。

なお、アンケート調査の実施に際しては、特に情報収集が困難な「地元の情報」に注目することとし、当該市町村(教育委員会)及び漁業協同組合を対象に以下の事項について質問した。

《質問項目》

- 名称の存在の有無
- その名称の由来
- その場所での日頃の利用状況(磯遊び、ダイビング、漁船の航行目標等)
- その場所のその他の特徴(ウニ・アワビが獲れる、カモメが休息する等)

アンケート調査票

(依頼文、参考資料として海洋基本法、海洋基本法基本計画、離島の基本方針の概要を添付)

平成 22 年 11 月 17 日

〔教育委員会事務局 殿〕

内閣官房総合海洋政策本部事務局 内閣参事官 金澤 裕勝
ランドブレイン株式会社 代表取締役 古武 祐一

我が国の海洋政策上重要な離島・岩礁等に関する調査について（協力依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、内閣官房総合海洋政策本部事務局では、標記調査をランドブレイン株式会社に委託して実施しております。

我が国は世界で第6位と言われる排他的経済水域を有しており、離島はその海域の根拠となっている他、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発及び利用、海洋環境の保全等の重要な役割を担っています。これらの役割を有する離島の保全については、「海洋基本法」（平成 19 年 4 月）に基づき閣議決定された「海洋基本計画」（平成 20 年 3 月）や、「海洋基本計画」に基づいて総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（平成 21 年 12 月）において、離島に関する位置情報、土地の保有・登記状況、周辺海域の利用状況、歴史的経緯、文化財所在状況、景観状況等のデータを収集し、集積されることとされています。

そこで本調査では、わが国の管轄権の根拠となっている離島及び排他的経済水域等の保全を図るために必要な低潮線を管理していく観点から、わが国の管轄海域にある離島の経済社会、歴史文化、自然地理等の観点から基礎的情報やデータの収集を行い、今後の離島の保全・管理の施策展開の基礎とするとともに、これらのデータを収集・集積するデータベースの掲載情報のあり方を検討しています。

つきましては、下記の通り、貴市町村における離島・岩礁等（該当地域・箇所を別紙に記載）につき、地域で呼称されている名称や言い伝え等につきまして、貴市町村において市町村史誌等にて把握・収集している情報等がありましたら可能な範囲で回答いただくようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 質問項目（質問紙は別紙）

- ・当該地域・箇所における、地域で呼称されている名称・その由来、人々の利用状況、生息する特徴的な動植物等
- ・それらについて記載がある文献資料等

2. 回答・返送要領

- ・別紙（質問紙）に記載の通り（期限：平成 22 年 12 月 3 日（金））

3. 我が国の海洋政策に関する参考資料

- ・「海洋基本法」、「海洋基本計画」、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の概要（内閣官房総合海洋政策本部事務局作成資料を別添）

以上

アンケート調査票
(質問紙と別添地図)

別紙 (質問紙)

我が国の海洋政策上重要な離島・岩礁等に関する調査

(質問紙を複数お送りしている場合は、各用紙(各離島・岩礁等)につき回答をお願いします)

【ご回答期限】 平成22年12月3日(金)

【ご回答の送付先】 FAX 03-3264-8672

(送付状等は不要です。別紙(質問紙)の「1枚目のみ」お送り下さい)

【本調査に関する問い合わせ先】

○調査受託会社 ランドブレイン株式会社 国土政策グループ 宇治田(うじた)

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-2-10 平河町第一生命ビル7階

電話 03-3263-3811 FAX 03-3264-8672 E-mail ujita@landbrains.co.jp

※調査委託元 内閣官庁 総合海洋政策本部事務局

<ご記入者>

[]市・町・村

(市町村役場の場合) 部署名[]

(漁業協同組合の場合) []漁業協同組合 ご記入者[]

<質問> 貴地域周辺の海図(2枚目)に○印で示した岩礁・離島等についてお聞かせ下さい。

①地域で呼称されている名称はありますか。該当するものに○を付けてください。

ある(下欄に名称を記入してください) ない 把握していない
その場所の存在自体知らない

(例: 下の瀬、ハナレ岩)

②名称が「ある」場合、その名称の由来についてご存じでしたらご記入下さい。

由来 (例: 漁から船で戻ってくる際の集落の日印だが、浜辺から離れているから)

記載がある
文献資料等 (例: ○○町史、下巻 p.34、○○町発行、平成○年)

③この場所の日頃の利用状況について、該当するものに○を付けてください。

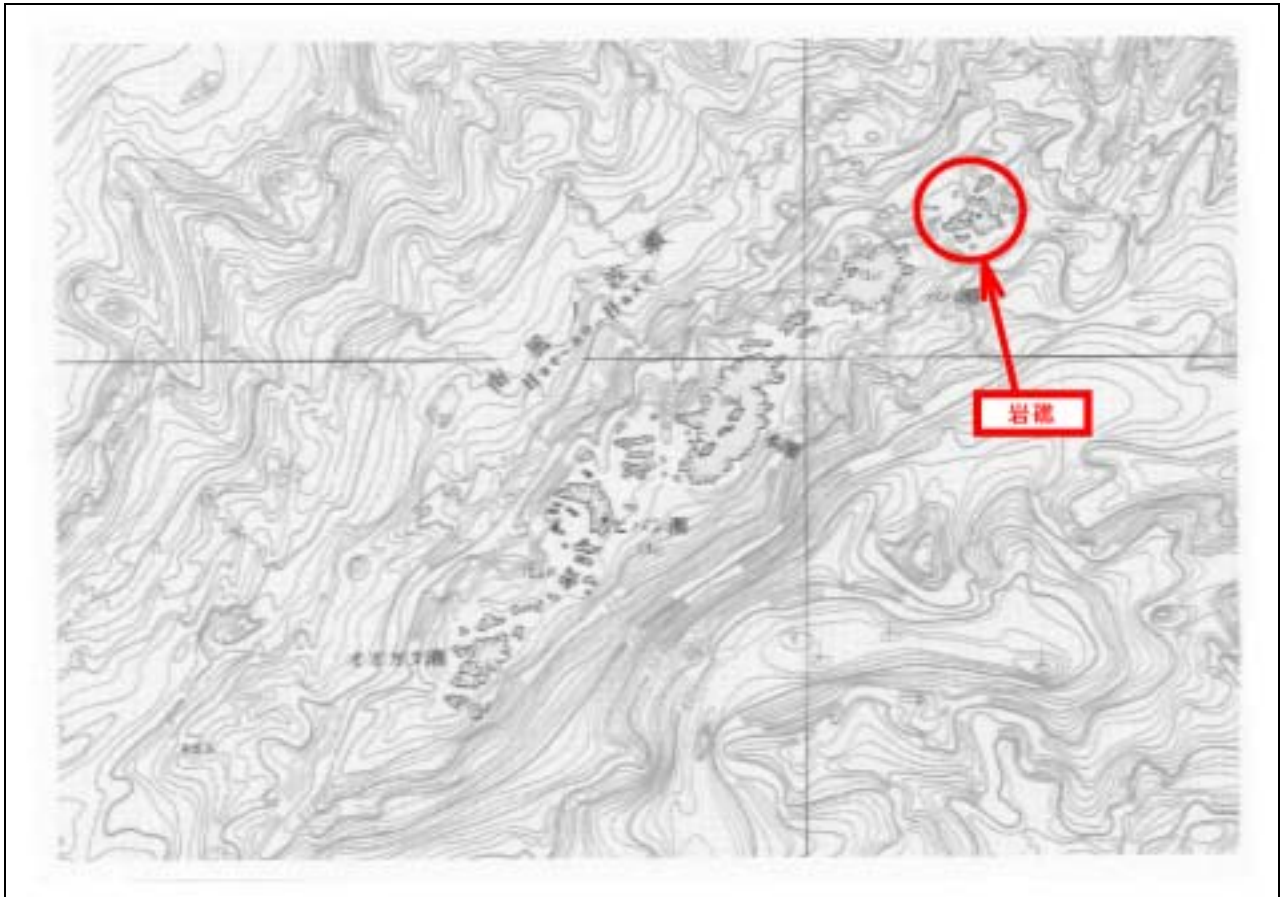
利用されている(下欄に状況を記入してください) 利用されていない 把握していない

(例: 地域住民の浜遊びの場所、釣り愛好家が独自に訪れている、漁船の航行上の日印、等)

※「○○指定区域」といった行政上の位置付けのみを問うものではありません

④この場所周辺において特徴的な動植物等があればお聞かせ下さい。

(例: 渡り鳥の休息場所となっている、カラマツが1本だけ自生している、カキが獲れる、等)



アンケート調査の実施結果

配布状況

- ・市町村 41 団体、漁業協同組合 44 団体 の計 85 団体に配布

回収状況（12/20 時点）

- ・市町村 25 団体、漁業協同組合 21 団体 の計 46 団体より回収

主な結果

- ・国土地理院地図、海図等で名称が不明な一部の小島について、名称やその由来について回答を得た。
- ・漁業協同組合からを主に、その地域の特徴（獲れる魚介類等）について回答を得た。

アンケート結果の反映

- ・得られたアンケート結果については、既存資料からの収集に加え、各調査対象離島に関する情報として整理を行った。

3. 整理・とりまとめに際しての留意点

調査対象 150 島には、主に名称の有無、有人島／無人島であるかにより、調査結果（収集した情報量）に大きな違いがみられる。離島の状況や情報量が異なる中、一律的な整理は困難な面がある。その一方、基点の存在価値や低潮線を保全・管理する趣旨から考えると、情報量の多寡によらず重要に扱われるべき点には注意を要する。

平成 23 年 6 月までに低潮線保全区域を政令で定めることとなっていることから、低潮線の保全・管理の事務上、基点位置番号や低潮線保全区域の範囲等に応じてまとまった形で把握しておくことが好ましい。

低潮線の保全・管理を目的とした整理・とりまとめを行うが、特に留意すべき離島・小島には、本土から遠隔地に位置しているもの、無人島、小島が多くみられる。低潮線の保全・管理のみならず、将来的に様々な形での利活用が想定できることから、これらの検討に資するような構成・運用とする必要がある。

これまでの調査作業において、出典元により調査結果（記載内容）に違いがみられる点（名称・読み方・学説）等については、まず精査の判断基準が必要である。

4. 収集した離島情報のとりまとめ方法

整理する情報の種類

今回収集した離島情報にあつては、低潮線の保全・管理事務のみならず、離島の将来の利活用の基礎資料としても活用することが考えられる。今回の様々な分野にわたる調査結果は、保全・利活用に必要な関連情報が検索できる構成・整理することが必要である。

これら収集した離島情報にあつては、表形式のデータベースとして整理する。（資料編参照）

調査結果（掲載情報）の精査について

「名称・読み方」については、海図に記載された名称を用いる。アンケート等により把握できた地元での呼称等については、政府で確認し次第修正できる形により記載する。

「面積」については、国土地理院にて「平成 22 年面積」として把握している数値を採用し、非掲載の離島・小島については、他の出典を活用しその旨を記載する。

歴史、くらし、レジャー等の「数値以外でも表現される情報」については、出典により、内容の詳細さや時点情報が異なっている。調査結果を政府資料として公開する際には精査することとし、複数の学説等については出典を明記して併記することとする。

- ・「歴史」に関する記述等で、内容は同じものの年号等に複数の学説がある場合等は代表的な記述のみ記載し、他の学説や出典がある旨を記載する。
- ・「災害履歴」については、今回の調査対象離島は多くが台風常襲地域と考えられるなど、数多くの災害履歴が存在することが想定される。ここでは、今後の保全・管理、利活用を考慮し、当該離島において有人島であったものが無人化に影響した災害、全島避難等により産業に影響した災害、その離島名が命名された災害等、大規模なものを中心に記載する。

離島に関する様々な分野の情報の整理・構成

情報の種類	視点	整理の方向性	整理する情報	データベース上の整理
1 . 基礎情報	呼称	島の名称の有無	離島名称	【 1 】
			よみかた	【 2 】
			別称	【 3 】
			名称の由来	【 4 】
	位置	行政区分 所属海域、本土からの位置(方角、距離)	所在地(行政区分)	【 5 】
			所属海域(群島、諸島)	【 6 】
位置情報			【 7 】	
2 . 地域的条件 (空間的条件)	地形的特徴	面積	面積(国土地理院)	【 8 】
		面積、周囲、島内の最高標点	気候・地形的特徴(国土地理院以外)	【 9 】
		気象・海象、地質・地形的な特徴		
	アクセス性、 周辺との関連	島へのアクセス 灯台や観測地点の有無、島自体の 航路目標としての位置づけ、観測 地点等の有無	空港、港湾、漁港、定期便	【 10 】
			航海上の特徴 (海から見た特徴)	【 11 】
3 . 自然的条件	気候	火山の状況、災害の歴史	災害の歴史	【 12 】
	生態系	保護・管理すべき区域への位置づけ	環境・自然(国立・国定公園、自然保護区など)	【 13 】
		植生・希少生物	生態系(植生・希少生物等)	【 14 】
	資源	島内及び周辺海域の鉱物資源、島の産業	水産資源や島の産業	【 15 】
4 . 人文的条件	可住性	人の生活の有無	有人・無人の区分	【 16 】
		有人の場合	人口、世帯数(H17年国調)	【 17 】
		振興法の有無	振興4法他	【 18 】
	歴史・文化 (生業)	島の有する歴史	島の歴史	【 19 】
		人の生活、くらしぶり	暮らし、文化	【 20 】
	アメニティ 空間の提供	文化(まつり・文化財等)		【 21 】
		観光、レジャー・レクリエーション	観光、レジャー、の舞 台	【 22 】

5. 離島情報に関する「概要版」の作成について

「概要版」に記載する情報について

概要版にあつては、上述の離島に関する様々な分野の情報の整理・構成を踏まえ、以下の構成で整理する。

また、既往資料によって、掲載されている内容に、差異が見られることがある。その場合は、代表的な情報のみを概要版に掲載し、文末に「他、諸説等情報あり。」と記載し、データベースの方に、出典資料を明記の上、併記する。

構成	内容
1. 離島の概要	【名称】、【別称、名称の由来】、【位置等】に関する事項
2. 地形的条件	【地形的特徴】、【島へのアクセス(定期便等)】、【海から見た特徴】に関する事項
3. 自然条件	【災害の歴史】、【環境・自然】、【生態系(植生・希少生物等)】、【資源】に関する事項
4. 人文的条件	【有人・無人】、【適用法令】、【島の歴史】に関する事項
5. 特記事項(その他)	その他、特筆すべき事項

「概要版」の構成

また、後述する低潮線データベースには、これら整理したデータベースから、一部を抜粋した「概要版」としてとりまとめる。

なお、先に区分した、ア～オの各島にあつては、情報量に多寡が見られることから、以下のように、概要版の一体化による編集を行うものとするとともに、全く情報量がない小島については、概要版の作成を行わないものとする。(概要版については、資料編参照)

「概要版」作成にあつての「一体化」編集

区分		概要版を作成する際の「一体化」の基本方針
ア	20 島	その離島・小島・低潮高地として単独の概要版を作成する。
イ	72 島	「本来の調査対象となる離島・小島・低潮高地」、および「近傍・周辺の離島(母島)」を別々の形で概要版を作成せず、「母島」を見出しとする概要版を作成し、「本来の調査対象離島・小島・低潮高地」は『付属する島の情報』の部分として構成する。
ウ	7 島	
エ	26 島	
オ	25 島	情報が十分にある場合を対象に、「調査対象離島・小島・低潮高地」として単独の概要版を作成する。

概要版のイメージ (一部抜粋)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">聟島 (むこしま)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">離島ID</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">東京都小笠原村</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">類型 (人口)</td> <td style="text-align: center;">無人</td> </tr> </table> </div> <p>1. 離島の概要</p> <p>【名称】 ・聟島 (むこしま)</p> <p>【別称、名称の由来】 ・ケーター島、中ノ島、平島</p> <p>【位置等】 ・小笠原群島の一部、小笠原群島の聟島列島に属する島 (1) ・東京都の南方110km (1)</p> <p>2. 地形的条件</p> <p>【地形的特徴】 ・標高88m (2) ・周囲11km、低平地地形、中央の平地面に浅い谷が割まれ、金島が草原 (1) ・聟島列島中最大の島で、島上には草生が生育しており、小川もあるが、平素は水が流れていない (5)</p> <p>【海へのアクセス (定期便等)】 -</p> <p>【海から見た特徴】 ・聟島列島の周囲は渾水で、聟島の村所の海底は不規則で険峻が散在する。聟島頂の大山(高さ88m)は、南端の帯状西島上にある顕著な大森山(高さ60m)とともに、同列に入る時の目印となる (3) ・漁船の航行上の目印 (1-4)</p> <p>3. 自然条件</p> <p>【災害の歴史】</p> <p>【環境・自然】 ・小笠原国立公園に指定(1972年10月16日) ・国指定自然保護地区に指定(1980年8月31日)</p> <p>【生態系 (種生・希少生物等)】 ・ユキホトシ・アリアシホトシドリなど種少鳥類の繁殖地となっている (2)</p> <p>【資源】 ・島の海域はカツナなどの好漁場となっている (2) ・島の海域は魚礁、一本釣り場 (1-4)</p> <p>4. 人文的条件</p> <p>【有人・無人】 ・無人</p> <p>【適用法令】 -</p> <p>【島の歴史】 ・明治14年に放牧の開始されたのが定住の始まりで翌年の資料には172人の居住者がみられる。同18年には牛8頭・羊1頭が確認され、甘蔗栽培などが営まれていた。同22年に横浜と小笠原とを結ぶ定期航路が月1回航行されるようになり、6月と3月の往復路では、聟島の南西にも寄港している。また同年には父島との間を毎月1回の定期航路が開かれた。航路が確立とともに、牧畜のほかは製糖業が盛んとなり、同36年にはびんばとに人口が着いた。しかし第一次世界大戦を契機にサトウキビの価格が暴落し、産糖者が消えたため、以後は定住者の減少、昭和19年の小笠原引き上げの際には、牧畜を営む数人だけの暮らしをしていたという。現在も生活の跡を残し、島の中央部は草原となっている (2) (4) (5)、訪談等情報あり。</p> <p style="text-align: center;">1</p>	聟島 (むこしま)	離島ID			所在地	東京都小笠原村		類型 (人口)	無人	<p>5. 特記事項 (その他)</p> <p>【出典】</p> <p>1) 丸船入団誌 (日本アソシエーツ、1991年) 2) 日本の島ガイド『SHIMADAS (シマダス)』(財団法人日本測量センター、2001年発行) 3) 日本測量の歴史(中野益夫著、東京出版、2008年発行) 4) 国土、日本測量第一日本測量435周年記念誌『測量の歴史』(測量出版社、2010年発行) 5) 水務院 (海上保安庁) ・小笠原列島本誌 (2008年発行) ・小笠原群島本誌 (2006年発行) ・小笠原列島本誌 (2007年発行) ・小笠原島本誌 (2010年発行) 6) 日本測量史 (日本測量センター、2006年発行) 1) 火山噴火 2) 地震・津波 3) 気象 7) 気象庁ホームページ「災害ももたらした気象事例」・・・風速暴風の発生事例 8) 振興局監行致出、北方支庁課を振興局にシフト 9) 西尾のホームページ 10) オートランドマップ 11) 外務省ホームページ 12) 北澤信夫情報データベース (読者情報データベース) 13) 市町村アンケート 14) 地図アンケート</p> <p style="text-align: center;">2</p>
聟島 (むこしま)	離島ID									
	所在地	東京都小笠原村								
	類型 (人口)	無人								

1. 離島の概要
2. 地形的条件
3. 自然条件
4. 人文的条件
5. 特記事項 (その他)
の5つで構成

<p>【付属する島の情報①】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">北之島 (きたのしま)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">離島ID</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">所在地</td> <td style="text-align: center;">東京都小笠原村</td> </tr> </table> <p>1. 離島の概要</p> <p>【名称】 ・北之島 (きたのしま)</p> <p>【別称、名称の由来】 -</p> <p>【位置等】 ・小笠原群島の一部、小笠原群島の聟島列島に属する島 (1) ・聟島列島北西端 (1)</p> <p>2. 地形的条件</p> <p>【地形的特徴】 ・面積0.18km²、最高標高地32m (1) ・聟島列島の北西端にあり、高さ32mの島頂付近には、雑草は生えているが、樹木はほとんど見ることができない。また、淡水もない (5)</p> <p>【海から見た特徴】 ・漁船の航行上の目印となる島 (1-4) ・北之島の北東沖合付近には浅い谷が散在し、また、潮流が強いので、列島に近づく船舶は注意を要する (5)</p> <p>3. 自然条件</p> <p>【災害の歴史】</p> <p>【環境・自然】</p> <p>【生態系 (種生・希少生物等)】 ・海鳥の繁殖地である (1)</p> <p>【資源】 ・島の海域はカツナなどの好漁場となっている (2) ・島の海域は魚礁、一本釣り場 (1-4)</p> <p>4. 人文的条件</p> <p>【島の歴史】 ・明治20年、父島の島民が全島を借り受け、甘蔗を放牧した。その後、居住者はいない (1)</p> <p style="text-align: center;">3</p>	北之島 (きたのしま)	離島ID			所在地	東京都小笠原村	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都小笠原村</td> <td style="text-align: center;">都小笠原村</td> <td style="text-align: center;">都小笠原村</td> <td style="text-align: center;">都小笠原村</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>情報量の少ない島にあっては、別々の概要版を作成せず、「母島」を見出しとする概要版に付随する『付属する島の情報』の部分として構成する。</p> </div>					都小笠原村	都小笠原村	都小笠原村	都小笠原村
北之島 (きたのしま)	離島ID														
	所在地	東京都小笠原村													
都小笠原村	都小笠原村	都小笠原村	都小笠原村												

第3章．諸特性からみた離島の類型化と保全・管理の方向性

1．海洋管理のための離島の保全・管理の基本的な考え方

海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針（離島の基本方針）では、海洋の管理を推進するにあたり、離島の役割や重要性に鑑み、推進すべき施策がまとめられている。基本的な考え方は以下の3点に要約されている。

- 離島が安定的に存在することで、排他的経済水域など我が国の管轄海域の根拠となる役割
- 広大な海域における様々な活動を支援し促進する拠点としての役割
- 海洋の豊かな自然環境の形成や人と海との関わりにより形作られた歴史や伝統を継承する役割

2．諸特性からみた離島の類型化

「離島の基本方針」で示されているように、離島は広大な管轄海域を管理するための基礎として、また、海洋における様々な活動を支援するための拠点として機能しており、保全・管理を検討するに際しては、「社会特性」、「歴史特性」、「文化特性」、「自然特性」、「地理特性」等に基づき離島の類型化を行い、各々の類型ごとに保全・管理の方向性を整理することが必要である。

さらに、離島が果たす様々な役割（低潮線の保全・管理、海上航行の安全保障機能、海洋監視機能、災害時の救難機能、周辺漁場の維持管理、島の産業・経済活動、島の歴史・文化の継承、自然生態系、景観の保全等）を考えると、

- ・「島に居住する島民の存在」（有人島か無人島か）
- ・「離島を活用すること」（漁業でやって来る人がいる、航海目標となっている、言い伝えが守られている等）

が根幹をなしており、保全・管理の方向性の検討に際して、留意すべき要素である。

3．低潮線データベースの活用の可能性

今回の離島に関する調査結果及び低潮線データベースは、低潮線の保全・管理事務のみならず、離島の将来の利活用の基礎資料としても活用することが考えられる。今回の様々な分野にわたる調査結果は、保全・利活用に必要な関連情報が検索できる構成・整理することが必要である。また、調査結果をもとに、保全・利活用の可能性として、例えば以下のような方向性が考えられる。

離島に関する様々な分野の情報の整理・構成（再掲）

情報の種類	視点	整理の方向性	整理する情報	データベース上の整理
1． 基礎情報	呼称	島の名称の有無	離島名称	【1】
			よみかた	【2】
			別称	【3】
			名称の由来	【4】
	位置	行政区分	所在地（行政区分）	【5】
所属海域、本土からの位置（方角、距離）			所属海域（群島、諸島）	【6】
			位置情報	【7】
2．	地形的特徴	面積	面積（国土地理院）	【8】

地域的条件 (空間的条件)		面積、周囲、島内の最高標点	気候・地形的特徴(国土地理院以外)	【9】
		気象・海象、地質・地形的な特徴		
	アクセス性、 周辺との関連	島へのアクセス	空港、港湾、漁港、定期便	【10】
灯台や観測地点の有無、島自体の航路目標としての位置づけ、観測地点等の有無		航海上の特徴 (海から見た特徴)	【11】	
3 . 自然的条件	気候	火山の状況、災害の歴史	災害の歴史	【12】
	生態系	保護・管理すべき区域への位置づけ	環境・自然(国立・国定公園、自然保護区など)	【13】
		植生・希少生物	生態系(植生・希少生物等)	【14】
	資源	島内及び周辺海域の鉱物資源、島の産業	水産資源や島の産業	【15】
4 . 人文的条件	可住性	人の生活の有無	有人・無人の区分	【16】
		有人の場合	人口、世帯数(H17年国調)	【17】
		振興法の有無	振興4法他	【18】
	歴史・文化 (生業)	島の有する歴史	島の歴史	【19】
		人の生活、くらしぶり	暮らし、文化	【20】
	アメニティ 空間の提供	文化(まつり・文化財等)		【21】
		観光、レジャー・レクリエーション	観光、レジャー、の舞台	【22】

4 . 保全・管理の方向性(低潮線データベースの活用の可能性)

(1) 有人離島

人が居住しており、歴史・文化が存在し、離島が担う様々な役割が果たされている一方、「生業を営む人々」を中心に人口減少が続いており、無人化する恐れがある離島も存在する。離島で生活する人の確保が必要である。

海を活用した生活には、漁業・水産業の他、海上輸送・海洋資源活用の拠点、自然環境の観測、観光等での活用が考えられ、これらをもとに人が生活することが考えられる。

また、気象観測や安全保障等を目的に、「派遣されて生活している人々」がいる離島も存在する。人員が交代する形ながら、離島で活動する人々が存在し続けるという意味では重要である。

(2) 無人離島・小島

かつてより無人だった離島・小島には、歴史・文化、産業等の情報が相対的に少ない事例が多いものの、かつて有人だった離島には産業活動や言い伝えが残る等の情報が相対的に多い。保全・管理の方向性は、区別して検討する必要がある。

保全・管理にあたっては、様々な産業活動により「生活する人々を確保する」ことが理想ではあるものの、「絶海の孤島」、「小島」等の特性から物理的に困難な場合もあり、それぞれの離島・小島が持つ役割に応じて「活用していく」ことが重要である。

<小島>

これまで / 現在の人々の活用（生活）や生態等の実態、維持・管理状況を整理・把握することがまず必要である。

海洋管理において重要な位置づけにあるにもかかわらず、名称不明の小島が存在する事実がある。地元での資料・情報等を有効活用しながら、名称を決定し、地図へ記載していく必要がある。

浸食等により将来的な存在が危ぶまれる場合、海岸保全等の措置が必要である。

<無人離島>（役割に応じて整理）

人が上陸・居住することができるか

当該離島が持つ特徴的な役割に配慮し、漁業をはじめとした諸産業での活用、エコツーリズム等のレジャーで活用していくことが考えられる。

地形制約等により上陸・居住できない離島・小島については、例えば「クルーズ船や地元の船宿から訪れる形でしか見られない島」等により希少価値をアピールするような「情報活用」が考えられる。

特徴的な役割に応じた活用ができるか

希少な動植物、海洋資源、回遊魚が近海に存在する等の情報をモニタリングし、それぞれの離島における特徴的な役割を見いだして、資源活用や観測の拠点として活用していくことが考えられる。

立地上、気象・災害観測に有効な場合は、観測拠点として活用でき、我が国の本土や他の離島のみならず、世界各国に気象・災害情報を伝達することが考えられる。

海上輸送の確保に活用できるか

活動拠点としての港湾・漁港整備、避難港としての活用、灯台整備による航行上の目印としての活用していくことが考えられる。

国家的・全国的な政策に役立てられるか

排他的経済水域等、我が国の管轄海域の根拠となる低潮線や基点が存在する場合、適切に保全・管理するために活用していく。

愛着があるか

古くから活動が盛んだった地域には、その離島に特化して編纂された郷土資料等が相対的に多いことや、かつて有人だった離島には現在も言い伝え等が周辺地域に残されている等の事例がある。こうした情報を積極的に発掘・活用・発信し、人々に対して、「国境の島」、「日本最西端の島」等、離島に対する愛着・プライドを醸成していくことが考えられる。

第4章．低潮線に関するデータシステムの検討

低潮線の保全・管理においては、当該離島・小島の位置、現況等の情報を一元的に管理しておくことが重要である。海上保安庁では低潮線に関連する府省庁を対象に低潮線に関する様々な情報を集約した「低潮線データベース」の構築を予定している。本章では、前章までの調査結果を活用しながら、低潮線の保全・管理事務を行う上で望ましいデータベースの表示・活用方法について検討する。

1．低潮線データベースの全体イメージについて

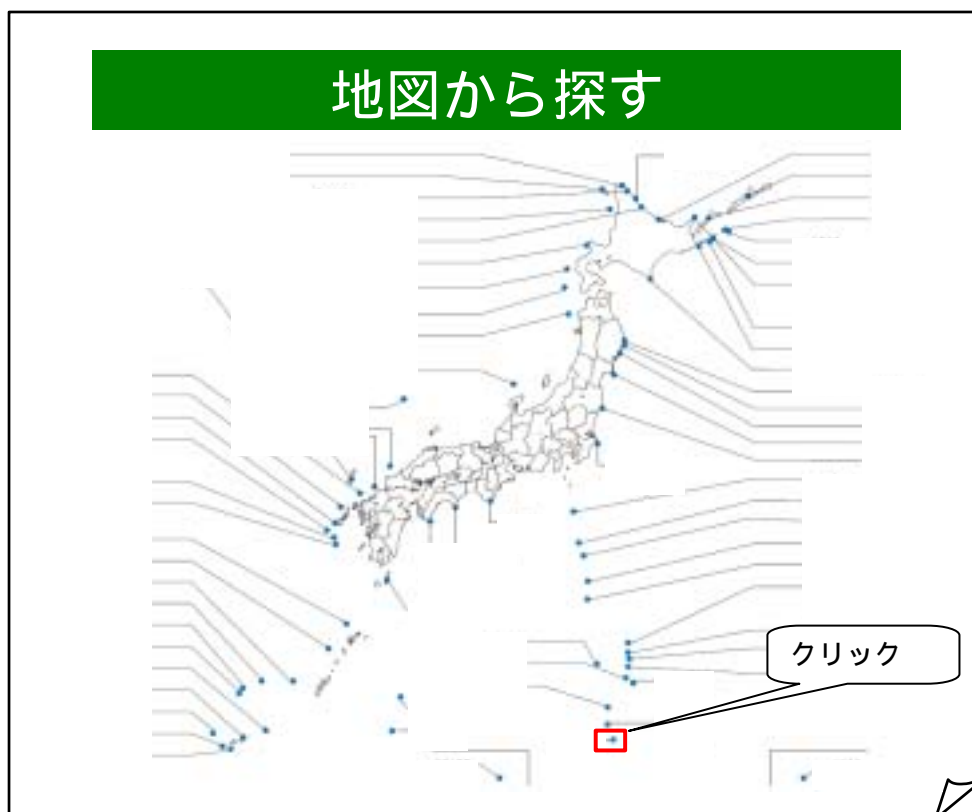
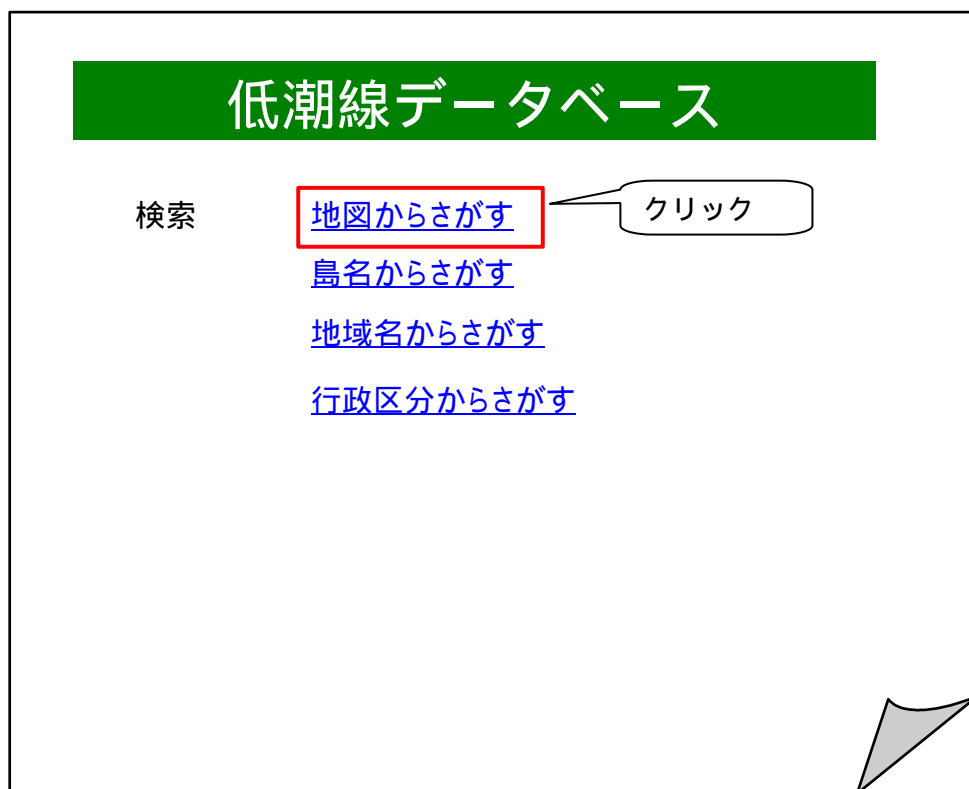


2．今回の調査結果の表示について

調査対象離島の調査結果の「概要版」は、「離島情報」にて表示される。

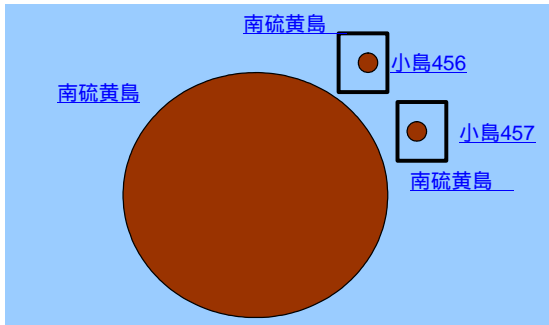
ただし、低潮線保全区域が存在しない離島や、近隣の「母島」と一体化して整理した離島・小島が含まれている。

区分イ、区分ウ、区分エに分類される離島・小島については、「母島」と一体化した整理が含まれることから、「1．地域を選択」においては、地図、島名いずれからの検索においても、当該離島・小島に加え、母島で検索しても一体として整理した離島・小島も表示させるようにする。



南硫黄島

(見出し)南硫黄島
(小見出し)南硫黄島・小島456・小島457



(基礎情報)

名称・別称、位置情報(行政区分、緯度・経度、所属海域を表示)

(写真・図面等)

- [衛星画像を見る](#)
- [航空写真を見る](#)
- [関連海図を見る](#)
- [海底地形図を見る](#)
- [地質構造図を見る](#)

基礎情報として、「概要版」にまとめた見出しの情報を表示

クリックすると、各画像・写真・図面を表示

母島との距離関係により地図縮尺は異なる

(離島・小島情報)
(低潮線関連情報)

離島・小島名称	低潮線	基点整理番号	低潮線保全区域名称
南硫黄島	なし		-
小島456	あり	456	南硫黄島
小島457	あり	457	南硫黄島

クリックすると、一体化した概要版を表示

クリックすると、低潮線保全区域の範囲や、基点近傍の状況、拡大衛星画像等を表示

離島・小島情報：南硫黄島

(見出し)南硫黄島
(小見出し)南硫黄島・小島456・小島457

1. 離島の概要

「概要版」に記載した、

1. 基礎情報
2. 地域的条件(空間的条件)
3. 自然的条件
4. 人文的条件、を表示

2. 離島の状況

「概要版」に記載した、

1. 基礎情報
2. 地域的条件(空間的条件)
3. 自然的条件
4. 人文的条件、を表示

今回の調査結果を、これまで・現在の「使われ方」に加え、将来の利活用の可能性も視野に入れた整理

3. 「低潮線データベース」の今後の予定

低潮線データベースは、今回の調査結果を「離島情報」として活用するとともに、別途、衛星画像や、航空写真、海図等をリンクさせながら構築し、DVDに格納して完成させる。まず、関係省庁内で低潮線の保全・管理関係の事務で活用する予定である。

完成後は、航空写真等を随時更新しながら運用していく予定である。

今回の調査結果は、低潮線の保全・管理事務だけでなく、当該離島の利活用の検討にあたっての基礎材料等としても利用できる可能性があることから、今後、掲載情報の精査（政府見解として公表できる内容であるか等の確認）を踏まえ、国民へ公表することが考えられる。

第5章．検討会の設置・運営

1．検討会の概要

検討会設置の目的

わが国の管轄権の根拠となっている離島及び排他的経済水域等の保全を図るために必要な低潮線を適切に管理していく観点から、次の2点を検討することを目的に、有識者からなる検討会を設置する。

離島の「経済社会」、「歴史文化」、「自然地理」等の視点から基礎的情報・データ収集によって整理し、今後の離島の保全・管理の施策展開の基礎資料とする。

排他的経済水域等の保全を図るための低潮線について、必要情報を収集・集積する「低潮線データベース」の掲載内容のあり方等を検討する。

検討会の構成

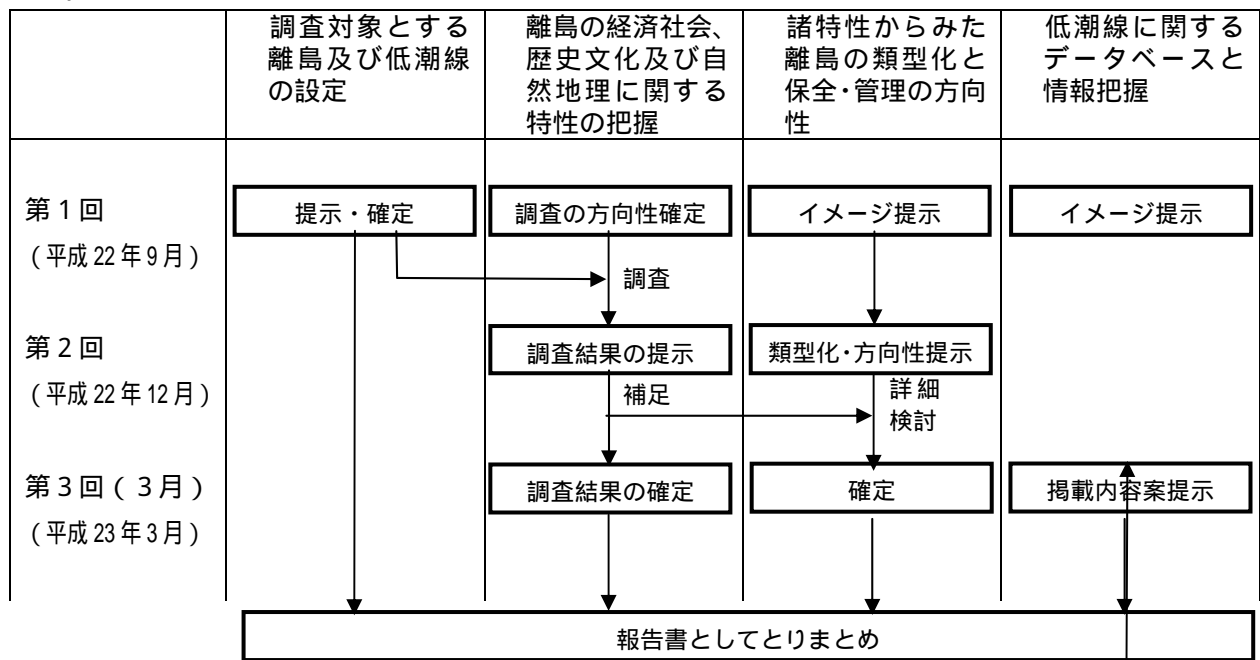
検討会の有識者として、以下の3名を位置づける。

委員（敬称略）	所属・役職等
木村 克俊	室蘭工業大学大学院工学研究科 教授 社団法人土木学会海洋開発委員会遠隔離島検討小委員会 委員長
小田巻 実	財団法人日本水路協会 審議役
海津 ゆりえ	文教大学国際学部 准教授

検討内容と検討スケジュール

検討会では、以下の4点について検討する。

- 1) 調査対象とする離島及び低潮線の設定
- 2) 離島の経済社会、歴史文化及び自然地理に関する特性の把握
- 3) 諸特性からみた離島の類型化と保全・管理の方向性
- 4) 低潮線に関するデータベースと情報把握



2. 検討会の結果

第1回検討会議事概要

日時：平成22年9月13日(月) 11:30～13:30

場所：内閣官房総合海洋政策本部事務局会議室

出席者(敬称略)：24名

(委員) 木村、小田巻、海津

(オブザーバー)

関係省庁担当者 12名

(事務局)

内閣官房海洋政策本部事務局：金澤、楠山

海上保安庁海洋情報部海洋情報課：長屋、三宅、佐藤

ランドブレイン株式会社：吉武、宮脇、宇治田、小西

議事要旨：

1. 開会

事務局(宮脇)：(検討会の開会を宣言)

2. 挨拶

事務局(金澤)：

事務局を代表して挨拶する。委員各位には検討会への参加にお礼申し上げる。本検討会の開催目的や背景は後ほど説明するが、概略を言うと、排他的経済水域やその根拠となる低潮線、低潮線を有する離島の管理については、これまで必ずしも十分な管理を行ってこなかった。近年、海洋基本法などをもとに政策、施策を打ち出し、政府として管理していくこととした。また、低潮線データベースについては、これまで離島や海岸に関する情報については、数値的な情報は管理してきたものの、歴史や文化等については政府全体として共有するには至ってこなかった。今回、政府として管理すべく検討会を立ち上げた次第である。今後、一通りデータを収集するが、今後委員各位には議論をお願いしたいと考えている。今後よろしくようお願い申し上げます。

事務局(宮脇)：(配付資料確認と会議後一部資料の回収を説明)

3. 委員等紹介

事務局(宮脇)：(委員と事務局(代表職)を紹介)

事務局(宮脇)：(事務局案として木村委員を委員長に推薦し、参加者了承)

4. 議事

(1) 本検討会の協議内容、スケジュール等について

木村委員長：事務局より資料を説明いただきながら、皆から意見をお願いしたい。

事務局(宇治田)[説明]：(資料2を説明)

木村委員長[質問]：

低潮線保全法基本計画では、今後海洋台帳と低潮線データベースの2つを整備するとしているが、海洋台帳とは何か。また、低潮線データベースとの違いは何か。

事務局（金澤）[回答]：

資料2のp.5の図2を見ていただきたい。海洋台帳は、海に関する基本データを重ね合わせてまとめたものであり、現在、海上保安庁にシステム検討をお願いしている。資源の存在など海洋に関する様々な情報を取り扱うため、将来的には産業利用も視野に入れている。一方、低潮線データベースは、離島やその周辺の海の情報に掲載したものを予定している。低潮線に関する情報がメインであり、政府内部での利用を考えている。

小田巻委員[質問]：

資料2によると、海洋台帳はビジュアル的なものであるようだが、GISを活用する予定か。

事務局（長屋）[回答]：

海上保安庁で整備しているGISを用いることで今後利用可能と考えている。

小田巻委員[質問]：

低潮線データベースは具体的にはどのようなものか。

事務局（金澤）[回答]：

参考資料2を参照していただきたい。粗いイメージの記載であるが、海上保安庁で内容を検討しているところである。

事務局（長屋）[補足]：

低潮線データベースについては、GISの活用可能性の検討と合わせて現在構築中である。

海津委員[質問]：

基本的な質問で申し訳ないが、低潮線とは何か。

事務局（金澤）[回答]：

資料2のp.4の図を参照して欲しい。海岸線は潮位により変化するが、低潮線は大潮の干潮線であり、航海上最も危険な場合を示している。

事務局（楠山）[補足]：（海津委員に対し海図を示しながら個別説明）

小田巻委員[質問]：

低潮線の水位が海面0mという解釈でよいか。

事務局（金澤）[回答]：それでよい。

小田巻委員[補足]：陸図も海図も海岸線は高潮線で記載している。

木村委員長[質問]：

低潮線データベースは特に誰が使用することを想定しているか。公開することはありうるか。

事務局（金澤）[回答]：

国土交通省河川局と港湾局は、沿岸における許認可事務のためにヘビーユーザーとなる予定である。その他、中央省庁内で使用することを予定している。公開については、税金で制作される以上そうあるべきと考える。掲載情報は今後検討することになるが、公開できるものではないものに区分できると考えられるので、今後の検討会において意見をいただきたいところである。

(2) 調査対象の離島について

事務局（宇治田）[説明] : (資料3を説明)

小田巻委員[質問] :

調査対象とするもののうち、小島や低潮高地に対する情報収集は、緯度・経度等の基礎情報程度とする予定か。

事務局（宇治田）[回答] :

その予定である。位置情報など基礎的な内容しか収集しないもの / 情報が集まらない対象をレベル1の調査対象とし、歴史や文化など様座な情報を収集すべき対象としてレベル2として整理した。

小田巻委員[質問] :

今回の調査対象の選定にあたり基点の存在に着目しているが、直線基線については政令等で公表されている。基点についてはどのような扱いとなっているか。

事務局（金澤）[回答] :

基点の位置については公表していない。今後、低潮線保全区域として基点周辺のある範囲を公表する予定である。

事務局（楠山）[補足] :

今年6月2日に低潮線保全法が公布され、1年以内に低潮線保全区域を定めるよう位置付けられた。従って、来年6月1日までに公表する予定である。

木村委員長[質問] :

調査対象離島の選定にあたっては4つのパターンが提案されたが、今日の検討会では、とりあえずのルール設定と理解して良いか。

事務局（金澤）[回答] :

調査対象が適当であるかについては、実際に作業を始めてみないとわからないと考えている。ただ、現時点で目安を設けておくことは必要であり、当座のルールとして示したところである。

(3) 離島の調査内容について

事務局（宇治田）[説明] : (資料4を説明)

小田巻委員[意見] :

「ある離島に漁業者が漂流して島の人が救助した」という歴史など、島そのものの調査だけでなく、外部からの利用を調査することがよいと考える。

事務局（金澤）[回答] :

離島や海について、普通の人がいけないところに行っているのは漁業者とも聞いている。島の外からの利用についてもぜひ調査したい。

海津委員[意見] :

離島における言い伝えも重要である。民俗学者による郷土誌や紀行文からも拾うことができる情報があるので参考にして欲しい。

木村委員長[質問] :

基本的な質問として、離島では潮位の観測は行われているのか。

事務局（長屋）[回答] :

海上保安庁で調査している。ただし、20年前の観測データが最新となっているものもあるな

ど、細かくは把握していないのが現状である。ある地点を頻繁に調査した連続データもほとんどないのが現状である。今後、対相手国とのやりとりがある箇所については観測に力を入れたいと考える。

木村委員長[意見]：

離島の基本方針では「離島が安定的に存在する役割」が盛り込まれているが、逆に不安定な存在もありうるのか。存在を継続的に監視する取り組みも必要と考える。

海津委員[意見]：

私は南大東島を度々訪問している。現地では気象庁が観測活動を行っており、参考となる情報が得られると考える。また、調査に際しての情報源として、「日本の島ガイド『シマダス』」（財団法人日本離島センター発行）は有用である。

木村委員長[質問]：

今回の調査は文献調査により進めるのか。

事務局（金澤）[回答]：

基本的には文献調査で進める予定であるが、不足部分については必要に応じ現地調査が必要と考えている。

海津委員[意見]：

例えば、南硫黄島については財団法人自然環境研究センターが数年おきに調査を行っている。特定目的である離島を対象にした調査文献もあるので参考にできると感じる。

木村委員長[質問]：

歴史の調査にあたっては、どの程度遡る予定か。

事務局（金澤）[回答]：

できるだけ充実させたい。災害履歴等是有史以前についても調査を広げることを視野に入れても良いかと考える。

木村委員長[意見]：

その離島に歴史がなくても、漁業や航路で知られていたという事例がありうる。調査目的に応じて探っていくとよい知見が得られると考える。

小田巻委員[意見]：

離島の調査は、自然関係はある程度把握できるだろうが、文化関係については内容の多寡があると予想する。

木村委員長[意見]：

調査対象の一つである渡島大島については、私の出身近くでもあり知っているが、かつて漁に出た人々が帰港できない際に避難のために利用され、現在は岸壁やヘリポートが整備されたと聞いている。そうした細かい情報が入手できる離島とそうでない離島があると見込まれる。

（４）諸特性からみた離島の類型化と保全・管理の方向性

事務局（宇治田）[説明]：（参考資料１を説明）

事務局（金澤）[補足]：

離島の類型化と保全・管理の方向性の検討を行いたい背景として、国連海洋法条約では、島については社会経済活動の根拠としてよいとしているが、岩については社会経済活動の根拠とはならないという解釈がある。離島の保全・管理の施策立案にあたっては、無人化しつつある離島に注目するなど、優先順位を付けて対応する必要があると考えているので、今回提案する次第である。

木村委員長[意見]：

離島の保全・管理にあたっては、観光や水産資源など「島を訪れたい人、使ってみたい人」を活用することが必要である。

海津委員[意見]：

日常時は公共交通機関がない、南方の島へ行く船のツアーは満席である。離島に関心を持っている人は多い。また、離島の類型化にあたっては、現時点での状況だけではなく、社会・経済の変化といった将来のポテンシャルも区分に入れると良いと考える。

木村委員長[意見]：

離島の保全・管理に際して、特に海洋資源の面については、将来活用される可能性があり、将来面を見据えた区分は重要である。

5. その他

事務局（宮脇）[説明]：(次回検討会の開催予定時期について説明)

木村委員長[質問]：

今後作業を行い、次回検討会の12月を迎えることとなる。何でも意見をお願いしたい。今回の調査は様々な人々にアクセスする必要があるが、調査自体も非公開であるか。例えば、参考資料2をイメージ図として学会で提示し、情報収集を行うことはあり得るか。学会関係者からよりよい情報源が得られると考える。

事務局（金澤）[回答]：

参考資料2はイメージ図ではあるものの、具体的な基点位置や低潮線に関する情報を記載している。島の地図を差し替えるなど、ぼかした情報の資料なら作成することは可能である。

小田巻委員[質問]：低潮線保全区域の公開はいつか。

事務局（金澤）[回答]：来年6月の予定である。

小田巻委員[質問]：

参考資料1で、「島民確保のための各省施策」とあるが、具体的に何か。

事務局（金澤）[回答]：

現時点ではイメージであり、施策と言うよりも提案と解釈いただきたい。

海津委員[質問]：

低潮線データベースに掲載する各種情報の量や精度についてはどのようになっているか。

事務局（金澤）[回答]：

今回の一連の調査による結果が多くなることを想定している。必要情報を精査して掲載情報を決めていきたいと考える。今後意見を求める次第である。

事務局（長屋）[意見]：

調査にあたり、結果の出典を明記しておくとうり整理しやすいと考える。

6. 閉会

事務局（宮脇）：(検討会の閉会を宣言)

第2回検討会議事概要

日時：平成22年12月20日(月)13:30～15:30

場所：内閣官房総合海洋政策本部事務局会議室

出席者(敬称略)：23名

(委員)木村、小田巻、海津

(オブザーバー)関係省庁担当者12名

(事務局) 内閣官房総合海洋政策本部事務局：金澤、立松

海上保安庁海洋情報部海洋情報課：長屋、三宅、佐藤

ランドブレイン株式会社：吉武、宮脇、宇治田

議事要旨：

1. 開会

事務局(宮脇)：(検討会の開会を宣言)

2. 議事

(1) 離島に関する調査について

事務局(宇治田)[説明]：(資料1-1～1-4を説明)

木村委員長[質問]：

概要版は公表予定であるか？

事務局(金澤)[回答]：

現時点では政府内のみであり、オープンな情報ではない。当面は許認可に関する関係省庁がメインユーザーとなる。もっとも、国の財産であるため、国民全体のものである。現時点の成果物の内容構成から考えると公開してもほぼ差し支えがないと考えられる。公開していくにあたっての考え方などについてもこの検討会で議論いただければ幸いである。

木村委員長[質問]：

概要版としてコンパクトにまとめるとあるが、どのようなまとめ方を行っているのか。既存資料の抜粋等による作成であるか。また、幅広い情報を集めたとのことであるが、このデータベースでなければ収集が難しいというのがあれば、教えてほしい。

事務局(金澤)[回答]：

基本的には既存資料からの収集である。

木村委員長[意見]：

単に過去の資料を収集しただけでなく、目的意識を持ったデータ収集であることを示すべきである。

事務局(宮脇)[補足]：

離島の保全・管理を目的とすることを念頭に置き、「地形的特徴とアクセス性」「行政施設」「特記事項(その他)」が重要と考えて構成している。

木村委員長[意見]：

成果物は、既存資料に加え、様々な行政情報が加わっているところに特徴を感じる。今後も調査成果の特徴や目的を見据えて作業を継続していただきたい。

海津委員[質問]：

調査対象が158島ある中で、資料(データ)量とか、データ収集において困ったことなどがあれば教えてほしい。例えば、シマダスではどの程度の内容をカバーできたか。

事務局(宮脇)[回答]：

シマダスは様々な分野について情報が掲載されていた。しかし、他の文献を調査すると、例えば離島の面積や位置(緯度経度の表記)にばらつきが見られた。最終成果物をまとめる中で、複数の情報(説)をどのように解釈していくかについてが課題であると考えている。

木村委員長[質問]：

アンケート調査の回答率が高いのは、回答者の問題意識が高いということか?調査対象となった地元市町村・漁業協同組合での感触が把握できるようであれば教えてほしい。

事務局(宇治田)[回答]：

調査対象は、排他的経済水域等の基礎となる基点を有する離島・小島を所管する市町村と活動範囲とする漁業協同組合である。また、調査の実施にあたり、基点の話をずばり表記することは支障があると考え、「海洋政策上重要な離島に関する調査」と名乗った。回答期間中、複数の市町村等から問い合わせを受けたが、国境離島を調査していることが理解されていた。具体的には対馬市が認識していた。その一方で、「海洋のことを自分の漁協に聞かれてもわからない」といった意識のところがあったのも事実である。調査のとりまとめに当たり、事務局からは特に催促は行わず、回答を地元の意欲に任せた面がある。しかし、回答期限を過ぎてからも提出が相次ぎ、意識の高さが伺えた。

木村委員長[質問]：

回収できていないところについては、もっと督促などのフォローを行うのか?

事務局(宇治田)[回答]：

今回のアンケート調査の一番の狙いは「政府で名称が把握できていない場所について地元での呼称や由来等の情報を教えてもらうこと」である。調査対象には、すでに政府で名称を把握していたところも含んでいたが、名称が把握できていない場所についてはフォローの余地はあるかもしれない。

海津委員[意見]：

細かい指摘で恐縮だが、「午ノ方石」であるべきところ、「牛の片石」となっている。

事務局(宮脇)[回答]：

事務局での作業中資料をご覧いただいてのご指摘であり、感謝する。成果物とりまとめの際、表記に細心の注意を払いたい。

海津委員[意見]：

仲御神島は石垣市の管内ではない。

事務局(宮脇)[回答]：

仲御神島については、漁業協同組合での管轄は石垣漁業協同組合である。

木村委員長[質問]：

「小島」というのが海図に名称が載るか載らないかというのは誰がどのように決めているのか?

事務局(長屋)[回答]：

島の大きさを基本とするが、小さな島については自治体に地名調査をして掲載を判断している。詳しいことについては次回回答させてほしい。

小田巻委員[回答]：

陸上の地名については、国土地理院が地元の行政等に調査を行い、地名を登録している。山とか岬とかは地名台帳のようなものが整理されていると聞いているが、詳細は不明確である。

海津委員[質問]：

データ収集の中で、情報が少なかった分野や、情報収集が難しかった地域は存在するのか？

事務局（宇治田）[回答]：

災害に関するデータ収集が難しかった。特に台風や津波のように、被災源が移動して被害が広がっていくものは「ある離島における被害データ」を把握することが困難であった。例えば特に離島で被害を及ぼした台風は「宮古島台風」のみの結果であった。しかし、実際には日本列島を縦断した大規模台風では、今回の調査対象離島にも被害を及ぼしていると思われる。

木村委員長[質問]：

島に大きな台風が来たとか、噴火の情報というものはあるのではないかと噴火によって山津波が起こる場合がある。

事務局（宇治田）[回答]：

火山噴火に関する情報は、「各離島における被害情報」として詳細に把握できた。他の災害については、理科年表等のみならず、認知度が高い大規模災害については災害誌から情報収集するなどの対応が必要かもしれない。

木村委員長[質問]：

資料では、今回から“岩礁”ではなく“小島”に統一したのか？

事務局（金澤）[回答]：

一般的なイメージは“岩”であるかもしれない。ただし、誤解がないように、“小島”に統一した。あくまでも“rock”ではないという定義づけである。

小田巻委員[意見]：

資料で例示があった舳倉島や鳥島といったものは、歴史もあり情報が集まりやすい事例と思うが、無人島や小島は情報がたくさん集まる所と集まらない所とがあると思う。しかし、基点の存在としての重要度は同じであることに注意が必要である。

木村委員長[意見]：

成果物の分量が離島・小島により異なる点の解釈については、このデータベースをどのように活用していくのかによると思う。

事務局（金澤）[意見]：

調査をしても情報が少ない結果となるのは仕方がないと思う。そのような離島・小島の保全・管理に当たっては、なぜ情報が少ないのかということをも反映した施策が必要であるという流れになると考えられる。

木村委員長[意見]：

調査の結果、情報が得られなかったものについては、むしろどこに行けばどういう情報に出会えるかということを示すだけでも調査の値打ちがあると思う。

事務局（金澤）[回答]：

調査による成果物やデータベースの掲載内容の精査のあり方については、先ほど事務局からも問題提起があったとおり、次回の検討会でも議論をお願いしたいと考えている。

小田巻委員[質問]：

今後の調査作業において、調査対象資料を増やす予定はあるか。

木村委員長[意見]：

ある分野について、様々な資料を用いて全離島の情報を網羅的に収集することは物理的に困難

と考える。

事務局（宮脇）[回答]：

調査の継続にあたり、作業方法については、今後構築するデータベースや、離島の保全・管理のあり方の検討からあげられたテーマから再検討したい。例えば、生態系の分野について特に詳細な調査作業を進める等の対応が想定される。

事務局（宇治田）[意見]：

今日までの調査では着手していないが、山階鳥類研究所が離島における鳥類の生息状況について調査しており、今回の調査でも活用する余地が考えられる。

海津委員[意見]：

例えば、南硫黄島などについては、過去に2回の生態調査が行われているなどの調査データが存在する。

木村委員長[意見]：

すべての分野について作業を進めることは難しい面があるので、第3回に向けて注文があれば出してほしい。

（2）諸特性からみた離島の類型化と保全・管理の方向性について

事務局（宇治田）[説明]：（資料2を説明）

木村委員長[意見]：

保全・管理の方向性に関する議事であるが、何の議論から始めるかの見定めが難しいが、まず事務局説明内容をもとに自由な意見交換をお願いしたい。

小田巻委員[意見]：

資料の書きぶりから考えると、「人が生活する、暮らす」については、離島に住んで農業を営むイメージに聞こえる。無人離島なら生活できないので、海を絡めた活用に注視するべきである。例えば、漁業との関連性について考えることが必要である。

木村委員長[意見]：

離島にボランティアで生活する人はいない。何かにより生計を立てることが必要であり、産業活動を生み出すことが必要である。この点に注目する必要がある。産業活動の視点として、水産業のほか、環境分野を含めていくことが考えられる。

木村委員長[意見]：

離島に産業活動を生み出すことを念頭に置くと、低潮線データベースには、「その離島が何に活用できるか」の切り口が必要とならないだろうか。

事務局（吉武）[意見]：

離島を活用していくに当たっては、人が住んでいることがキーポイントになるのではないかと。福岡県宗像市の沖ノ島は基点を有しているが、宗教上から立ち入ってはいけないが、山肌の崩壊などが起こっている。対馬においても人が住んでいないような漁村もある。人が住んでいたような所は、漁業・農業だけでなく、人がいるだけでも重要であるということも触れても良いのではないかと。

木村委員長[意見]：

事務局での熱い思いが伝わってきた。離島の保全・管理にあたり、離島がアクティブに活用されるような検討ができるように、低潮線データベースが構成・活用されるべきと考える。低潮線データベースを機械的に作成するのではなく、数十年スパンで見た離島の保全・管理のためには

データベースはいかにあるべきかの議論が必要である。

海津委員[意見]：

離島の保全・管理にあたり、事務局から具体的なイメージ提案があったことは理解できたが、現時点では具体的に踏み込みすぎで、データベースのあり方検討には飛躍があるかもしれない。人を介した保全・管理を考え、データベースからポテンシャルを見出す視点にあっては、

- ・空間的ポテンシャル（位置、港がある・造れる）・・・海上輸送、浸食等
- ・自然的ポテンシャル（希少動物、海洋資源の存在）
- ・人文的ポテンシャル（生業が確保できる、生活基盤が確保できる）

といった視点に分けて考えてはどうか。

事務局（吉武）[意見]：

小島にあっては、日常的な監視を漁船・漁民が行っているということが考えられる。

海津委員[意見]：

その提案から考えると、データベースには、当該離島における維持・管理状況という項目を含めるとよいのではないか。

小田巻委員[意見]：

島の周りで何がやられているか、その島で何が行なわれているのか（利用状況）ということを考える視点は重要である。例えば、船に乗っている人が、船舶電話を利用すると通話料が高いため、携帯電話を使うという話がある。海洋で携帯電話が利用できるよう、離島に携帯電話の中継局を設置すると、維持・管理に資するということができないか？南鳥島で気象観測が行われていることは、重要な「活用」である。「活用方法」をデータベースに取り込むことを提案したい。

木村委員長[意見]：

低潮線データベースは単なる資料の寄せ集めではなく、明確な目的意識を持って作成することが好ましい。データベースには全国各地の基点を有する離島・小島が網羅されるが、特定離島が含まれるなど役割に特徴がある離島も含まれている。この視点から、低潮線データベースの役割を考えることを提案したい。例えば、特定離島の南鳥島と沖ノ鳥島では、海上輸送の活動拠点としての活用が位置づけられたが、「これに次ぐような重要度の高い島はどこか、どのような利用の仕方がある」といった検討ができるとよい。私の知識では、南大東島では人や荷物をクレーンで積み卸ししており、土木学会では海上輸送施設の整備という点での活用可能性を提案している発表があった。観光という視点では別の離島での活用可能性が見えてくるのではないだろうか。

海津委員[意見]：

対馬には海洋哺乳類の宝庫である。小笠原はアホウドリの地で鳥をみるツアーが年に2回組まれている。礼文は高山植物の宝庫で、沖縄はサンゴ礁といった活用が考えられる。あるレイヤーでみると、ある離島が抽出されるような仕掛けは重要である。

小田巻委員[意見]：

ある離島が海底ケーブルの中継地となっている場合はインターネット接続が容易である。しかし、それ以外では接続状況が悪く、災害時に接続が切れる事例がある。情報の伝搬の視点からみて重要な離島というものがある。

木村委員長[意見]：

離島には、地球規模の環境モニタリングという機能も有している。先般のチリ地震における津波は、我が国では南鳥島で一番早く観測している。東海地震等が発生した際に、チリへの津波観測の役割を有するなど自然的ポテンシャルの一つと考えることはできないか。

木村委員長[意見]：

ただ、高齢化・人口減少という問題を考えると、何もしないと誰も住んでいなくなるといった問題もあるのではないかと。有人離島が無人的島になる危険性。データベースの目的の中に、長期的な保全・管理を考えることといった機能も入るべきである。

事務局（金澤）[回答]：

データベースについては、使われ方を意識してつくるよう考えたい。

木村委員長[意見]：

島を活用するという視点に加え、島が消えてしまう、浸食されるというものが整理されていることも重要な視点である。

事務局（金澤）[回答]：

浸食などについては衛星画像でみていただくことを考えている。

木村委員長[意見]：

離島の使われ方については、水産・観光といった基礎情報に加え、将来このようなニーズがある、このようなコンテンツがあるといったものを次回盛り込んでいただきたい。

事務局（金澤）[回答]：

次回までに、利用していくという視点を盛り込んでいきたい。

海津委員[意見]：

概要版で整理している「アクセシビリティ」については、航路（フェリー）として、どれくらい所要時間かかるかということ整理すべきである。また、現在どのような維持管理が行われているかという視点を整理すべきである。

木村委員長[意見]：

漠然とした要望となるが、離島を活用するために、「現在国としてどのような後押しがなされているか」が把握でき、生活しやすいように支援する政府関係者が活用できることにすることが重要であるとする。

事務局（金澤）[回答]：

平成 21 年 12 月に離島の基本方針で大まかな内容を示したが、それを受け平成 22 年 7 月に省庁連絡会議が立ち上がり、関係省庁間で議論する機会が始まった。今回のデータベースは、関係各省庁で現状を認識できるようなものとしても活用したいと思う。

3. その他

木村委員長[意見]：

今回の検討会では低潮線データベースのあり方を検討するが、今日の検討会では、頭出しをしておくといふと考える。

事務局（金澤）[回答]：

今回の検討会では、参考資料 3 をブレイクダウンしたものを提示する予定である。最終版には達しないかもしれないが、具体的な保全・管理のアイデアを抽出して議論いただけるような題材を提示したいと考えている。

木村委員長[質問]：

今回の検討会では、具体的な離島を取り上げて議論を進めることは可能であるか？

事務局（金澤）[回答]：

海上保安庁とも相談しながら資料構成を検討していきたい。

事務局（金澤）[意見]：

今回は最終回となるので、低潮線データベースのあり方や保全・管理について、委員からご提言をいただきたいと考えている。今回の検討会にはオブザーバーとして関係省庁からも出席いただいているが、若い人材が出席するよう設定している。彼らにも刺激になるような提言をいただきたく、今後事務局から個別に相談させていただきたい。

木村委員長[意見]：

イメージとしては、低潮線データベースをどのように使うか、長いスパンで拡張していく必要性などについて話をするのが考えられる。

4. 閉会

事務局（宮脇）：

委員各位によるご提言の準備期間を考慮し、後日第3回の日程調整をさせていただきたい。

事務局（宮脇）：(検討会の閉会を宣言)

第3回検討会議事概要

1. 経緯

第3回検討会については、平成23年3月中旬の開催を予定して、参加者の日程調整を進めてきたが、有識者の都合等により調整がつかなかったため、有識者への個別意見聴取により実施することとした。

2. 有識者への個別ヒアリングの結果概要

委員（敬称略）	主な意見
木村 克俊	<ul style="list-style-type: none">・ 離島に関する調査については、島の起源・でき方についても取り組んだ方がよかったと考える。具体的には、火山島、珊瑚礁の隆起、浸食による本土との分離等である。当該離島の名称の由来にも関与していると考えられる。今後、その離島の利活用の可能性を検討する際、例えば港湾の整備にあたっては地質に関する情報が有用であり、整備の可能性が判断できる。渡島大島では低潮線が砂質のため、港湾整備には技術的な課題があった。また、海底火山の噴火により誕生した離島等では、浸食によりいつの間にか消えてしまう危険性を事前に把握できる可能性が考えられる。また、将来的な話となるが、排他的経済水域の保全のために「特定離島」のような位置付けを指定する場合に有効である。これらの調査については、海上保安庁が実施している可能性が考えられるので、後日確認していただきたい。・ 以前、私はモルジブの環礁において、海岸における浸食やゴミの漂流課題について検討した経験がある。今後の離島の環境保全について指摘できるよう、沿岸部の地形と環境への影響の関係についても将来取り組むべき要素である。・ 今回の調査を通じて完成した「概要版」の成果は、低潮線の保全・管理にお

	<p>いて離島・小島を「親子」としてまとめたことに意義があると考えている。また、一定のレベルで全国くまなく情報を収集したことも大きな意義がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低潮線データベースの今後の予定について、国民への公表にあたり支障となっている点は具体的にどのような点であるか。(金澤内閣参事官より「情報の正確さ」と回答。民間等の資料を政府見解として発表することになることから再確認が必要である。) ・低潮線データベースは、完成したことの宣言はどのように行われるか。(金澤内閣参事官より、総合海洋政策本部会合において、海洋基本計画のフォローアップの一つとして報告する予定である旨の回答) ・今後の低潮線の保全・管理において、国と地元自治体とはどのような関係となるか。(金澤内閣参事官より、平成23年6月に低潮線保全区域を指定する予定であり、自治体には区域を通知することになることと、低潮線の利活用は自治体がイニシアチブを取るようになる旨の回答) ・低潮線データベースの活用による離島の保全・利活用の今後の方向性については、防災の専門家として、現地で地球規模でのモニタリングを行い、気象や防災の観測に役立てていただくよう提案したい。Ship routing(航路情報)にも活かし、そのための航行援助施設が整備されることが好ましい。
小田巻 実	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の調査を通じて全国規模で「概要版」が整備されたことは大きな成果である。一方で、離島の保全・管理を目的としていながらも、今回の調査はあくまでも陸地側からの視点に過ぎないことに留意すべきである。例えば、沖ノ鳥島は一般の地図でみると「絶海の孤島」であるが、我が国周辺の海底地形図をみると、海底山脈や海盆等が連なった地形の一部を構成しており、たまたま海面上へ姿を出しているのが実態である。低潮線や基点の保全・管理だけでなく、我が国は海洋保全といった広い視野で考えていく必要もあり、今後は海底地形からみた考察の視点も必要である。
海津 ゆりえ	<ul style="list-style-type: none"> ・今回収集整理した排他的経済水域等の基礎となる低潮線を有する離島の情報の活用にあっては、今一度、本調査業務を実施するに至った目的に立ち返って、再評価を行う必要がある。 ・今回調査を通じて、島の名称すらない、情報がない小島等にあっても、排他的経済水域等を規定する根拠となっている島であり、これら島が浸食等がある場合は、手当が必要であり、そのために、情報収集・整理を行うことが有効である。 ・島に名称をつけるということは、人の意識が生じ、人が住んだり活用したりなど、国防につながっていくことも想定される。

本調査では、有識者からのこれらの意見を受け、例えば、海上保安庁で所有する地質構造図を用いた調査の可能性の検討や、関係省庁による時点修正作業等を行い、各種調査と概要版を完成させた。

排他的経済水域等の基礎となる
低潮線を有する離島に関する調査
調査報告書

編集・発行 内閣官房総合海洋政策本部事務局
編集協力 ランドブレイン株式会社

平成 23 年 3 月発行
